★ 文化芸術立国の実現

総論

文化庁は、総合的な文化行政を推進する ため、文化芸術の創造・発展・継承と教育 の充実を進めるとともに、芸術家等の育成 や、文化芸術を通じた共生社会の実現、イ ノベーションの創造や国家ブランドの構築 に向けた施策を展開しています。また、全 国各地の文化財の保存・活用、博物館の振 興、地域文化の振興、食文化の振興、国 語・日本語教育に関する施策の推進、文化 観光の推進、著作権施策の展開、宗教法人 制度の運用等、様々な取組を行っていま

こうした中、平成28年3月の「政府関係 機関移転基本方針」に基づき文化庁の京都 移転が進められ、令和5年3月27日に京都 での業務を開始し、同年5月15日に職員の 大半が移転して、京都での本格的な稼働を 開始したところです。

この移転を契機として、文化芸術のグ ローバルな展開、文化芸術のDX化、観光 や地方創生に向けた文化財の保存・活用な ど新たな文化行政を進めることとしていま す。

2期)と文化 庁予算及び組

■ 文化芸術推進基本計画(第 2期)について

織について

文化芸術基本法に基づき、政府は、文化 芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推 進を図るため、「文化芸術推進基本計画」 を策定しています。

令和5年3月に、第1期計画期間中の成 果と課題を踏まえ、5年度から9年度まで の5年間の文化芸術政策の基本的な方向性 を定めた文化芸術推進基本計画(第2期) を閣議決定しました。

本計画では、5年間で取り組むべき重点 取組として、以下の7つを掲げています。

- ①ポストコロナの創造的な文化芸術活 動の推進
- ②文化資源の保存と活用の一層の促進
- ③文化芸術を通じた次代を担う子供た ちの育成
- ④多様性を尊重した文化芸術の振興
- ⑤文化芸術のグローバル展開の加速
- ⑥文化芸術を通じた地方創生の推進
- ⑦デジタル技術を活用した文化芸術活 動の推進

また、これに加えて、計画期間中に効果 的かつ着実に文化芸術政策を推進するため の16の施策群を整理し、具体的な取組を 推進していくこととしています。

引き続き、文化庁が中核となり、関係府 省庁をはじめとする各関係機関との連携及 び協働を図りながら、本計画に基づき文化 芸術施策を総合的、一体的かつ効果的に進 めていきます。

2 文化庁予算について

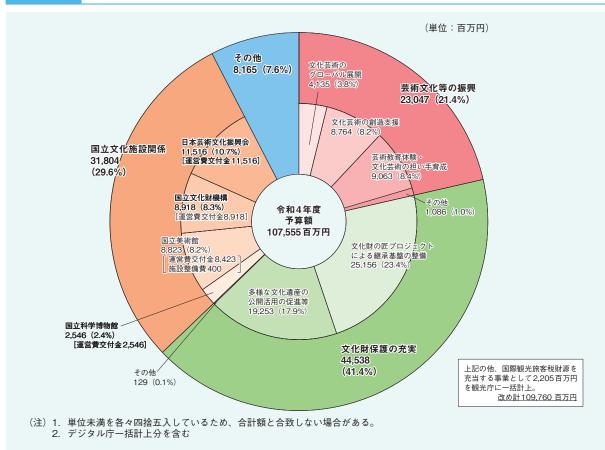
令和4年度文化庁予算においては、文化 芸術のグローバル展開や創造支援、子供た ちの文化芸術体験や文化芸術の担い手育 成、「文化財の匠プロジェクト」等の推進 による文化資源の持続可能な活用の促進、 文化振興を支える拠点としての博物館活動 や地域の文化観光の推進への支援など、対 前年比1億円増の1.076億円を計上してい

ます。このほか国際観光旅客税財源を活用 し、「日本博」を契機とした観光コンテンツ の拡充、生きた歴史体感プログラム(Living History)事業などを通じて、文化資源を 活用したインバウンドのための環境整備を 推進しています。

加えて、令和4年度補正予算として、統 括団体による文化芸術需要回復・地域活性

化事業 (アートキャラバン2)、劇場・音 楽堂等で子供たちが多様な文化芸術の鑑 賞・体験等を享受できる機会を提供する取 組の支援、コロナ禍で打撃を受けた地域の 伝統行事等に対する伝承のための支援、文 化財の防火・耐震及び修理・整備、国立劇 場再整備のための経費など、713億円を計 上しています。





3 文化庁の京都移転について

文化庁では、平成28年3月の「政府関係 機関移転基本方針」に基づき、これまで、 文化庁は京都移転に向けて準備を進めてき ました。

令和4年5月、岸田内閣総理大臣が、整 備が進む文化庁の移転先庁舎を視察すると ともに、京都移転を契機とした文化行政の 展開について、都倉俊一文化庁長官や京都 在住の文化芸術関係者と意見交換が行われ ました。その際、総理大臣から、5年3月 27日に京都の新しい文化庁での業務を開 始するとともに、大型連休明けの同年5月 15日に職員の大半が移転することを目指 すことが発表され、京都移転が新たな文化 行政の一層の展開に向けた契機となること への期待が示されました。

令和4年12月には新たな京都庁舎が竣工 し、年明け以降、庁舎内の執務環境の整備 が行われました。5年3月8日には、文化 庁移転協議会が開催され、文化庁長官を支 える体制強化とともに、食文化や文化観光 の振興を図るための推進本部を京都に設置 するなど、文化庁の更なる機能強化等を旨

とする移転後の庁内体制等について最終的 な確認が行われました。

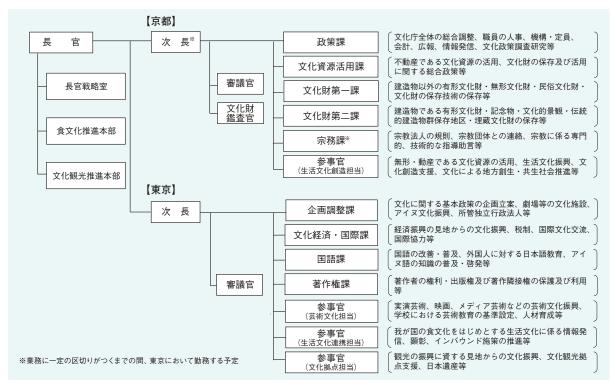
令和5年3月27日、文化庁は京都での業 務を開始し、新たな庁舎の除幕式が行わ れ、岸田内閣総理大臣と永岡文部科学大臣 から、大型テレビ会議システムを活用し て、京都と東京の文化庁職員に対し訓示が 行われました。

こうした文化庁の京都移転は、東京一極 集中の是正にとどまらず、文化芸術のグ ローバル展開の加速、文化芸術のDX化、

観光や地方創生に向けた文化財の保存・活 用など、新たな文化行政の展開を進める上 で、大きな契機となるものです。さらに、 京都で働く文化庁職員が、テレビ会議シス テムの活用などを通じた新しい働き方を実 践することも期待されています。

文化庁の京都移転が、我が国の文化行政 の一層の充実につながるよう、京都府・京 都市をはじめとする全国の地方公共団体や 関係府省、地方創生や観光などの関連分野 とも連携しながら取組を進めていきます。

図表 2-9-2 京都移転後の文化庁組織図









除幕式の様子

総理訓示の様子

移転の集いの様子

京都庁舎の様子

■ 博物館の振興

(1) 博物館法改正と博物館の活性化

博物館法の制定から約70年が経過し、 博物館の数はおよそ30倍、約5.700館とな り、地方独立行政法人立や会社立等の設置 主体の多様化に加え、収蔵資料や館種等も 多岐にわたっています。こうした社会の変 化を踏まえ、文部科学大臣から「これから の時代にふさわしい博物館制度の在り方に ついて」諮問が行われ、本諮問を受けて、 文化審議会において令和3年12月に「博 物館法制度の今後の在り方について(答 申)」*1が取りまとめられました。本答申 では、博物館の基本的な機能の充実ととも に、これからの博物館に求められる役割・ 機能の多様化・高度化への対応の必要性が 示され、新しい博物館登録制度の方向性が 提言されました。

文化庁においてはこうした議論を踏まえ ながら、これからの博物館が、求められる 役割を果たしていくための規定整備を目的 として、博物館法の改正に取り組み、令和 4年4月第208回の国会で可決されまし た*2。また、同年8月には、プラハで国際 博物館会議(ICOM)大会が開催され、博 物館の新定義*3が採択されています。新定 義には「多様性」「包摂性」「持続可能性」 「誰もが利用できる」など、現代の博物館 に求められる理念が示されました。

このような動きのなか、文化庁では改正 博物館法の概要や博物館についての情報を まとめた「博物館総合サイト」を令和4年 12月に開設しました。また、従来通り学 芸員の資格認定試験や、博物館職員の資質 向上を目的とした研修等を実施するととも

に、地域課題等の解決に向けた取り組み、 デジタル・アーカイブ化による資料の保存 と活用、DXの推進による資料管理業務の 効率向上等、これからの博物館に向けた取 り組みを支援することで、博物館の一層の 振興を進めていきます。

(2) 美術品補償制度

「展覧会における美術品損害の補償に関 する法律」に基づいて、展覧会のために海 外等から借り受けた美術品に損害が生じた 場合にその損害を政府が補償する「美術品 補償制度」が設けられています。この制度 の創設以来、令和5年4月末現在で47件の 展覧会が美術品補償制度の対象になってい ます。美術品補償制度によって、展覧会の 主催者の保険料負担が軽減され、広く全国 で優れた展覧会が安定的・継続的に開催さ れることが期待されています。

また、「海外の美術品等の我が国におけ る公開の促進に関する法律」によって、従 来は強制執行等の禁止措置が担保されてい ないために借り受けることが困難であった 海外の美術品等を公開する展覧会の開催が 可能となっています。

(3)登録美術品制度

「美術品の美術館における公開の促進に 関する法律」に基づいて、優れた美術品の 美術館や博物館における公開を促進する 「登録美術品制度」が設けられています。 この制度は、優れた美術品について、個人 や企業等の所有者からの申請に基づき、専 門家の意見を参考にして文化庁長官が登録 するものです。登録された美術品は、所有 者と美術館の設置者との間で結ばれる登録 美術品公開契約に基づき、当該美術館で5 年以上の期間にわたって計画的に公開・保 管されます。また、登録美術品について

^{* 1} 参照:https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/pdf/93654601_03.pdf

^{* &}lt;sup>2</sup> 参照 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/kankei_horei/93697301.html

^{*3} ICOM 新定義の日本語訳:博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設 機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、愉しみ、省察と知識共有のための様々 な経験を提供する。

は、相続税の物納の特例措置*4が設けら れています。なお、令和2年度税制改正大綱 をうけた3年4月の登録基準の改正により 登録対象が拡大し、制作者が生存中である

美術品のうち一定のものが加わりました。

(4) 国立施設の取組

①国立美術館

国立の美術館として、東京国立近代美術 館、国立工芸館、京都国立近代美術館、国 立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立 国際美術館、国立新美術館が設置されてい ます。各国立美術館は、それぞれの特色を 生かしつつ、連携・協力して、美術作品の 収集・展示、教育普及活動やこれらに関す る調査研究を行うとともに、我が国の美術 振興の拠点として、国内外の研究者との交 流、学芸員の資質向上のための研修、公私 立美術館に対する助言、地方における巡回 展などを行っています*5。また、国内外の 美術館、研究機関をはじめ関係者と連携・ 協力し、アート振興の基盤整備及び国際発 信と持続的な発展に寄与するため、令和5 年3月に国立アートリサーチセンターを設 置しています。

令和4年度に開催した主な展覧会として は「東京国立近代美術館70周年記念展 重要文化財の秘密 | (東京国立近代美術 館)、「ポケモン×工芸展 - 美とわざの大 発見-」(国立工芸館)、「生誕100年 清水 九兵衞/六兵衞」(京都国立近代美術館)、 「すべて未知の世界へ-GUTAI分化と統 合」(国立国際美術館)、「国立新美術館開 館15周年記念 李禹煥 | (国立新美術館) などが挙げられます。そのほか、国立映画 アーカイブは、「東宝の90年 モダンと革 新の映画史」の上映などを行いました。

②国立文化財機構

国立文化財機構は、東京国立博物館、京 都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立 博物館の4博物館を設置し、有形文化財を

収集・保管して広く観覧に供するととも に、東京文化財研究所、奈良文化財研究 所、アジア太平洋無形文化遺産研究セン ターを加えた7施設と、文化財活用セン ター及び文化財防災センターにおいて調 査・研究などを行うことにより、貴重な国 民的財産である文化財の保存と活用を図る ことを目的としています*6。同機構は、収 蔵する国宝・重要文化財を含む約14万件 (令和4年度末現在)の文化財を活用し、 平常展、特別展などを通じて日本の歴史・ 伝統文化や東洋文化の魅力を国内外に発信 する拠点としての役割も担っています。同 年度には、特別展「国宝 東京国立博物館 のすべて」(東京国立博物館)、特別展「京 (みやこ)に生きる文化 茶の湯」(京都国 立博物館)、特別展「第74回正倉院展」(奈 良国立博物館)、特別展「北斎」(九州国立 博物館)などの特別展を開催しました。ま た、来館者の満足度向上を目指し、多言語 対応の充実や快適な鑑賞環境の整備等を含 んだプランを策定し、各地域の拠点として の国立文化施設の機能強化に向けて取り組 んでいます。

東京文化財研究所は、日本及び東洋の美 術・工芸等の文化財、無形文化遺産に関す る調査研究や文化財の保存に関する科学的 な調査、修復材料・技術の開発に関する研 究を行っています。また、海外の博物館・ 美術館が所蔵する日本古美術品の修復協力 等アジア諸国を中心とした文化遺産保存修 復協力や人材育成、被災文化遺産復興支援 などの国際協力も進めています。

奈良文化財研究所は、遺跡、建造物、歴 史資料などの調査研究や平城宮跡、飛鳥・ 藤原宮跡の発掘調査などを進めています。 全国各地の発掘調査などに対する指導・助 言や文化財担当の専門職員などに対する研 修も行っています。

アジア太平洋無形文化遺産研究センター は、日本政府とユネスコの協定に基づき設

^{* 4} 相続税の物納の特例措置:相続税の物納が認められる優先順位を国債や不動産などと同じ第一位とするもの。物納された美術 品は、それまで公開契約を結んでいた美術館に無償で貸与され、引き続き美術館での保管・公開が可能となる。

^{* 5} 参照:http://www.artmuseums.go.jp/

^{* 6} 参照:https://www.nich.go.jp/

置され、アジア太平洋地域における無形文 化遺産保護に関する調査研究を促進すると ともに、無形文化遺産保護の国際的動向に 関する情報の収集と発信を行っています。 文化財活用センターでは、文化財の「保 存」と「活用」の両立に留意しながら、企 業と連携して、高精細画像による複製品の 製作や、8Kなどの先端技術や複製を用い たコンテンツ開発、国立博物館収蔵品の貸 与促進などの事業を推進しています。令和 4年度は、東京国立博物館において創立 150年特別企画「未来の博物館」として高 精細複製品やデジタル技術を用いた日本美 術に親しむための体験型展示を開設したほ か、東京国立博物館が所蔵する「埴輪 踊 る人々」と「見返り美人図」の本格修理を 企業や個人の寄附により実現するファンド レイジング事業などを実施しました。

文化財防災センターでは、これまで築き 上げてきた文化財等関連組織の幅広いネッ トワークを生かし、各種災害に対する多様 な文化財の防災・救援のため、地方公共団 体や関係団体との連携・協力体制を構築す るとともに、災害時ガイドライン等の整備 や救援及び収蔵・展示における技術開発、 文化財防災を促進するための普及啓発など の事業等を通して、文化財の災害対応、防 災、減災に取り組んでいます。災害発生時 には、文化庁や関連団体と連携し、被害状 況の情報収集を行い、重篤な被害が出た場 合には文化財レスキューや技術的支援を行 います。

③国立科学博物館

国立科学博物館は、国立で唯一の総合科 学博物館であり、自然史、科学技術史に関 する調査・研究、標本・資料の収集・保管 とその継承を進めるとともに、調査研究の 成果や標本・資料を生かして展示や学習支 援活動を実施しています*7。

展示活動については、展示内容や手法等 を工夫し、多様な機関との連携・協力を図 りながら、多彩で魅力的な展示を実施する

とともに、今後の常設展示の改修について 引き続き検討を進めています。

特別展については、「宝石」、「化石ハン ター展」、「毒」、「恐竜博2023」を開催し ました。また企画展については、「残して 伝える!科学技術史・自然史資料が語る多 様なモノガタリ」、「解き明かされる地球と 生命の歴史」、「ワイルド・ファイヤー」、 「テレビジョン技術のはじまりと発展 | 等 を開催しました。さらに、令和3年度に巡 回を開始した巡回展「WHO ARE WE」や 「ポケモン化石博物館」の巡回を引き続き 実施するとともに、当館においてもそれぞ れの展示を行いました。

学習支援活動については、未就学児から 成人まで幅広い世代に自然や科学の面白さ を伝え共に考える機会を提供する講座等 を、対面だけでなくICTも活用して実施 するとともに、博物館・教育委員会と協働 した「教員のための博物館の日」を全国 38地域で実施しました。

また、遠隔地にいる方などが来館せずと も博物館体験ができるよう、「おうちで体 験!かはくVR」へのコンテンツの追加や 研究者による研究内容や展示の解説動画な ど、自宅で楽しめる様々なコンテンツを公 開するとともに、Instagram や YouTube を 活用したオンライン配信を実施しました。

さらに、デジタル化した標本・資料を バーチャル空間で展示する「たんけんひろ ば コンパスVR」を公開するなど、所蔵し ている標本・資料の活用を推進しています。



4国立近現代建築資料館

国立近現代建築資料館は、近現代建築に 関する資料 (図面など) を次世代に継承す るための保存と活用を行う建築資料専門の アーカイブズ施設*8です。

同館では、近現代建築資料に関する情報 収集、資料の収集・保管・公開及び調査研 究を行うとともに、展覧会の開催を通じ て、我が国の建築文化に対する国民への理 解増進を図っています。

令和4年度は、「令和4年度収蔵品展「こ どもの国」のデザイン - 自然・未来・メタ ボリズム建築 [併設] 新規収蔵資料紹介」 (6月21日から8月28日)、「原広司 建築に 何が可能か-有孔体と浮遊の思想の55年 - 」(12月13日から3月5日)を開催しま した。

また、収集資料のデジタル化についても 積極的に実施し、利用者の利便性向上に向 けた取組も進めています。



「こどもの国」のデザインー自然・未来・メタボリズム建築 [併設] 新規収蔵資料紹介



原広司 建築に何が可能か -有孔体と浮遊の思想の55年-

⑤国立アイヌ民族博物館

令和2年7月に開館した国立アイヌ民族 博物館は、先住民族アイヌを主題とした初 の国立博物館であり、また、アイヌ文化の 復興・発展の拠点となるウポポイ*9(民族 共生象徴空間)の中核施設です*10。「先住 民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外 にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認 識と理解を促進するとともに、新たなアイ ヌ文化の創造及び発展に寄与する」という 理念の下、「私たちの」という切り口で、 アイヌの視点から紹介する6つのテーマで 構成する基本展示や、体験キットを手に取っ て体感できる探究展示"テンパテンパ*11"、 高精細の映像が楽しめるシアターの映像等 を通して、アイヌの歴史や文化を総合的・ 一体的に展示します。

また、館内の第一言語をアイヌ語とし、 サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に 使用するとともに、最大8言語の多言語対 応により、多様な来館者の理解促進とアイ ヌ語に触れる機会の創出を図ることとして います。



国立アイヌ民族博物館



伝統的な文様が印象的なエントランス

^{*8} 参照:https://nama.bunka.go.jp/

^{*9} ウポポイとは、"(おおぜいで)歌うこと"というアイヌ語による愛称。

^{* &}lt;sup>10</sup> 参照:**https://nam.go.jp**/ * ¹¹ テンパテンパとは、"触ってね"というアイヌ語による愛称。

2 劇場・音楽堂等の振興

(1) 劇場・音楽堂等の活性化

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法 律」及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化 のための取組に関する指針しの趣旨を踏ま え、文化拠点である劇場、音楽堂等が行う 実演芸術の創造発信や、専門的人材の養 成、普及啓発事業等を支援することによっ て、劇場、音楽堂等の活性化を図るととも に、地域コミュニティの創造と再生を推進 する「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」 を実施しています(令和4年度採択実績 187件)。

(2) 障害者等に対応した劇場・音楽 堂等に関する税制措置

平成30年、障害者や高齢者に対して高 度なバリアフリー対策を行った劇場・音楽 堂等に対し、固定資産税等を減免する時限 の特例措置が創設されました。本特例措置 の期限は令和5年度まで延長されており、 本措置や関連予算を通じて、劇場・音楽堂 等におけるバリアフリー化の取組を推進し ています。

(3) 日本芸術文化振興会

①伝統芸能の保存・振興

我が国の伝統芸能の振興の拠点として、 国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立 文楽劇場、国立劇場おきなわが設置されて います。日本芸術文化振興会は、これらの 5館を通して、歌舞伎、文楽、舞踊、邦 楽、大衆芸能(落語、講談、浪曲、漫才、 太神楽、奇術等)、能楽、組踊等の伝統芸 能の公開や、伝承者の養成、伝統芸能に関 する調査研究・資料の収集及び活用、劇場 施設の貸与等を行っています*12。

令和4年度は、公演事業として、5館で 計172公演(1.075回)を実施しました。国 立劇場では、機能強化等を目的とした再整 備のため5年11月から閉場することを受け て、4年9月以降の公演を「初代国立劇場 さよなら公演」として上演し、歌舞伎で は、当代を代表する俳優による至芸を提供 する中で若手俳優も積極的に起用し、古典 の通し狂言や、落語とのコラボレーション 企画、解説付きの入門公演などを上演しま した(国立劇場)。文楽では、4月文楽公 演で豊竹咲太夫の文化功労者顕彰記念公演 を開催したほか、豊竹呂太夫、竹本錣太 夫、竹本千歳太夫が太夫の最高格「切語 り」に昇格し、注目が集まりました(国立 文楽劇場)。また、半世紀以上上演されて いない場面を復活するなど、物語を分かり やすくご覧いただく通し上演とあわせ、近 松門左衛門の代表作品をそろえて上演する 企画などを実施しました (国立劇場)。短 期公演では、各ジャンル(舞踊・邦楽・雅 楽・声明・民俗芸能・琉球芸能)の集大成 となる公演を行いました (国立劇場)。大 衆芸能では、芸術祭主催「国立名人会~上 方落語を味わう夕べ~」、日本演芸家連合 の出演による「演芸大にぎわい~東から西 から~」等の公演を実施しました(国立演 芸場)。能楽については、荒天で中止と なった3年3月皇居外苑での特別公演を一 部再編成した公演や新たなレパートリー創 造の取組としての復曲「賀茂物狂」などの ほか、古典作品の狂言等様々な演目を上演 しました(国立能楽堂)。組踊については、 本土復帰50周年及び組踊国指定重要無形 文化財50年記念公演として「朝薫五番と からくり花火」を3日間にわたり上演しま した (国立劇場おきなわ)。また、外国人 を対象とした、「Discover KABUKI」、 [Discover BUNRAKU], [Discover NOH & KYOGEN J, [Discover KUMIODORI] を上演しました。

伝承者養成事業では、令和5年3月現 在、歌舞伎俳優2人、歌舞伎音楽(竹本) 3人、歌舞伎音楽(鳴物)2人、歌舞伎音 楽(長唄)2人、大衆芸能(太神楽)3人、 能楽5人、文楽3人、組踊9人がそれぞれ 研修中です。

また、伝統芸能に関する調査研究を継続 的に実施しているほか、各館において展示 や各種講座等を実施し、伝統芸能に関する 理解促進と普及に努めています。

②現代舞台芸術の振興・普及

我が国の現代舞台芸術の振興の拠点とし て、新国立劇場が設置されています。日本 芸術文化振興会は、新国立劇場を通して、 オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演 の実施や、実演家等の研修、現代舞台芸術 に関する調査研究・資料の収集及び活用、 劇場施設の貸与等を行っています*13。

令和4年度の公演事業としては、オペラ 「ジュリオ・チェーザレ」、バレエ「ジゼ ル」、現代舞踊「春の祭典」、演劇「レオポ ルトシュタット」など、計28公演(224回) を実施しました。

実演家研修事業では、令和5年3月現 在、オペラ14人、バレエ16人、演劇29人 がそれぞれ研修中です。

また、新国立劇場館内や情報センターに おいて展示やオンラインを含む各種講座等 を実施し、現代舞台芸術の理解促進と普及 に努めています。



国立劇場大劇場 廻り舞台

第3章 文化財の保存 と継承

■ 文化財保護を巡る近年の動 向

文化財は、我が国の歴史や文化の理解の ため欠くことのできない貴重な国民的財産 です。また、確実に次世代に継承していく ことにより、将来の地域づくりの核ともな ります。このため、文化庁は、「文化財保 護法」等に基づき、多種多様な文化財の保 存・活用のための施策を講じています。

文化財の保存技術・修理人材や用具・原 材料の確保及び支援の在り方、持続可能な 文化財保存の在り方については、文化審議 会文化財分科会の下の企画調査会におい て、「持続可能な文化財の保存と活用のた めの方策について(第二次答申)」(令和4 年12月16日文化審議会文化財分科会)を 取りまとめました。また、埋蔵文化財をめ ぐる様々な課題については「これからの埋 蔵文化財保護の在り方について(第一次報 告書)」(4年7月22日文化審議会文化財分 科会)を取りまとめ、それに基づき史跡相 当の埋蔵文化財のリスト化等を進めており ます。

令和4年12月には、上記の答申を踏ま え、文化財の持続可能な保存・継承体制の 構築を図るための5か年計画である「文化 財の匠プロジェクト」を改正し、文化財修 理に不可欠な原材料のリスト化・支援充 実、中堅・若手技術者等を対象とした表彰 制度の創設、国指定文化財の長期的な修理 需要予測調査などについて、新たに位置づ けました。

本プロジェクトでは、引き続き、文化財 の保存・継承のための用具・原材料の確 保、文化財保存技術に係る人材育成と修理 等の拠点整備、文化財を適正な修理周期で 修理するための事業規模の確保等の取組を 推進します。

^{* &}lt;sup>13</sup> 参照:https://www.nntt.jac.go.jp

2 地域における文化財の保存・ 活用

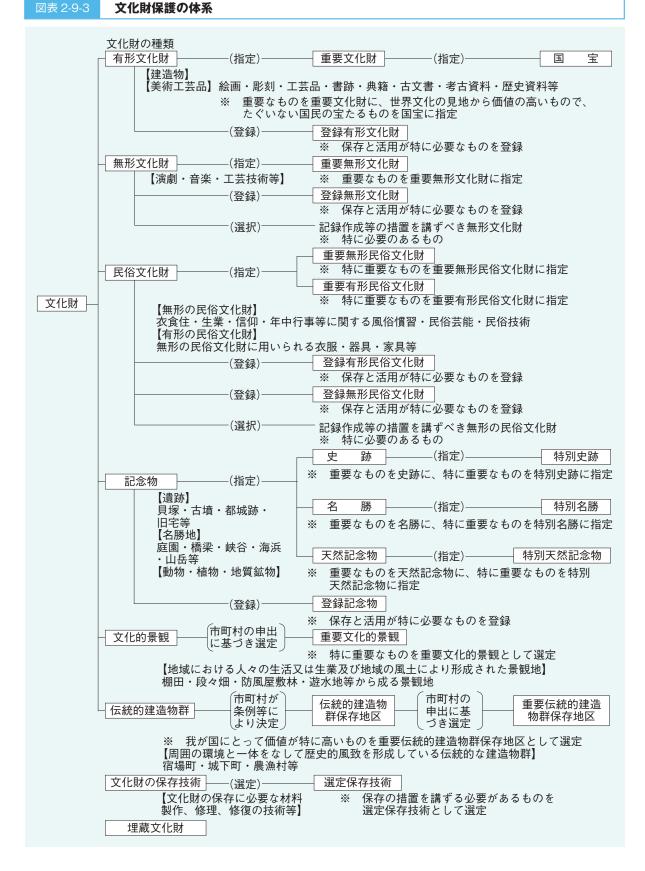
平成30年の文化財保護法の改正によ り、文化財をまちづくりに生かしつつ、地 域社会総がかりでその継承に取り組んでい くため、都道府県における文化財保存活用 大綱(以下、「大綱」という。)と、市町村 における文化財保存活用地域計画(以下、 「地域計画」という。)の制度が規定されま した。大綱は、域内の文化財の保存・活用 に係る基本的な方針、広域区域ごとの取 組、災害発生時の対応等を記載した文化財 の保存・活用に関する総合的な施策を盛り 込むものであり、令和5年4月現在、44道 府県で作成されています。市町村の地域計 画は、できる限り域内の文化財を網羅的に 把握した上で、域内の文化財の保存及び活 用に関する基本的な方針、保存及び活用の ために市町村が講ずる措置の内容等を記載 するものであり、同年4月現在、96市町が 作成した地域計画が国の認定を受けていま す。作成した地域計画が国の認定を受けた 場合、国に対して登録文化財とすべき物件 を提案できる特例があります。また、国指 定文化財の現状変更の許可等、文化庁長官 の権限である一部の事務について、現状移 譲されている都道府県・市のみならず、認 定市町村でも特例的に自ら事務を実施でき ることとしています。今後、この大綱及び 地域計画の作成は多くの地方公共団体で進 んでいくことが見込まれており、4年4月 から施行されている地方公共団体による登 録制度の取組と併せて、各地域において、 貴重な文化財を確実に把握し、地域におい て守り育てる取組が進むことが期待されま す。

このような地域社会総がかりでの文化財 の保存・活用の取組を促進するため、「地 域文化財総合活用推進事業(地域のシンボ ル整備等)」を設け、地域計画等に基づき 地域の核(シンボル)となっている国登録 文化財を戦略的に活用するための機能維持 や、保存・活用を行う団体の取組等を支援 する地方公共団体を後押しすることとして います(令和4年度採択実績:8件)。

🖪 文化財の指定をはじめとす る保存・継承のための取組

文化財を保存・継承するため、文化庁 は、「文化財保護法」に基づき、文化財の うち重要なものを指定・選定・登録し(図 表2-9-3、図表2-9-4)、現状変更や輸出 等について一定の制限を課する一方、有形 の文化財については保存修理、防災、買上 げ等を、また、無形の文化財については伝 承者養成、記録作成等に対して補助を行う ことによって文化財の保存を図っていま

また、地域の文化財を一体的に活用する 取組として、文化財の公開施設の整備に対 して補助を行ったり、展覧会などによる文 化財の鑑賞機会の拡大を図るなどの支援も 行ったりしています。



文化財指定等の件数

【指 定】

令和5年1月1日現在

1. 国宝・重要文化財

種	別 / 区 分	国 宝	重 要 文 化 財	
	絵画	166	2,042	
美	彫刻	140	2,726	
術	工 芸 品	254	2,471	
	書跡・典籍	229	1,920	
エ	古 文 書	62	781	
芸	考古資料	48	652	
品	歴 史 資 料	3	225	
нн	計	902	10,820	
	7. 4. 1/m	(294棟)	(5,373棟)	
	建 造 物	230	2,557	
合 計		1,132	13,377	

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

2. 史跡名勝天然記念物

特別史跡 特別名勝	63 36	史 跡 名 勝	1,881 427
特別天然記念物	75	天然記念物	1,038
計	174 (164)	計	3,346 (3,231)

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。 史跡名勝天然記念物には重複指定があり、()内は実指定件数を示す。

3. 重要無形文化財

	各 個 認 定		保持団体等認定	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数
芸 能	37	52	14	14
工芸技術	34	53	16	16
合 計	71	105	30	30

- (注)保持者には重複認定があり、()内は、実人員数を示す。
- 4. 重要有形民俗文化財

225 件

5. 重要無形民俗文化財

327 件

【選 定】

1. 重要文化的景観

71 件

2. 重要伝統的建造物群保存地区

126 地区

3. 選定保存技術

選定件数	保力	寺 者	保 存	団 体
	件数	人 数	件数	団体数
84	51	62	40	42 (36)

(注) 保存団体には重複認定があり、() 内は実団体数を示す。

【登 録】

1. 登録有形文化財(建造物)

13,535 件

2. 登録有形文化財 (美術工芸品)

件 17

3. 登録無形文化財

件 4

4. 登録有形民俗文化財

48 件

5. 登録無形民俗文化財

件 2

6. 登録記念物

128

件

(1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、 典籍、古文書その他の有形の文化的所産 や考古資料、歴史資料で、我が国にとっ て歴史上、芸術上、学術上価値の高いも のを総称して「有形文化財」と呼んでい ます。このうち、「建造物」以外のものを 「美術工芸品」と呼んでいます。有形文化 財のうち重要なものを「重要文化財」に 指定し、さらに、重要文化財のうち世界 文化の見地から特に価値の高いものを「国 宝」に指定して重点的に保護しています (図表2-9-5、図表2-9-6)。

また、近年の国土開発や生活様式の変化 等によって、消滅の危機にある近代等の有 形文化財を登録という緩やかな手法で保護 しています。

有形文化財は、主として木、紙、漆、絹 等の天然素材に由来する材料で作られてい るものが多く、その保存・管理には適切な 周期での修理が必要であるとともに防災対 策が欠かせません。そのため、修理等に要 する費用や、建造物については地震や火災 などの被害から建造物を守るための工事や 必要な設備の設置、危険木対策などの環境 保全事業に対する補助を実施しています。

図表 2-9-5

令和4年度の国宝・重要文化財(建造物)の指定

○令和4年度の国宝(建造物)の指定

令和4年12月12日指定(1件)

勝興寺 [富山県高岡市]

勝興寺 (写真提供:高岡市教育委員会)

○令和4年度の重要文化財(建造物)の指定

令和4年9月20日指定(8件)

中谷家住宅 州さき 清水灯台 小栗家住宅 **菅島灯台**

十二社神社本殿 吉野神宮

耶馬渓橋

令和4年12月12日指定(9件)

尻屋埼灯台 佐藤家住宅 富岡家住宅 名古屋テレビ塔 外村家住宅 経ケ岬灯台 住吉神社 角長(加納家住宅) 鍋島灯台

令和4年11月18日答申(計4件)

○国宝 (美術工芸品)

<書跡・典籍の部>

- ・喪乱帖〈原跡王義之/〉
- ・更級日記〈藤原定家筆/〉
- ・万葉集巻第二、第四残巻 (金沢本) (藤原定信筆/彩牋)

<考古資料の部>

·北海道白滝遺跡群出土品

令和4年11月18日答申(計47件)

○重要文化財 (美術工芸品)

<絵画の部>

- ・絹本著色地蔵十王像
- ·絹本著色雪舟等楊像〈雲谷等益筆/〉
- ・紙本金地著色南蛮人渡来図〈/六曲屛風〉
- ·紙本著色世界図〈/八曲屛風〉
- ・築地明石町・新富町・浜町河岸〈鏑木清方筆/絹本著色〉
- · 紙本墨画鳥獣人物戲画丁巻断簡
- ・紙本著色地獄草紙断簡(解身地獄)
- ・紙本墨画鳥獣人物戯画甲巻断簡
- ·絹本著色雪舟等楊像〈雲谷等与筆/〉
- ・絹本著色惟松円融像〈雲谷等顔筆/〉

<彫刻の部>

- . ₹ 木造日光月光菩薩立像
 - **入**木造十二神将立像
- ·木造阿弥陀如来立像
- ·木造阿弥陀如来及両脇侍立像〈行快作/〉
- ·木诰十一面観音立像
- · 木造不動明王立像
- ・木造神像

<工芸品の部>

- ・銅色絵蘭陵王置物〈海野勝珉作/〉
- ・金銅密教法具
- ・楼閣人物螺鈿食籠
- · 黒韋威肩取腹巻〈大袖付/〉

<書跡・典籍の部>

- ・宋版唐人絶句
- ・承暦二年四月廿八日内裏歌合 (二十巻本)
- 大毘盧遮那成仏経疏
- ・宋版律宗三大部幷記文
- · 源氏物語 (国冬本)

<古文書の部>

- ・嶋井家文書(七百八十一通)
- 多智城跡出土木簡
- 言継卿記
- 近江国比良庄絵図
- · = 蘋際記
- ・高良大社文書(百四十六通)
- · 銘苅家文書(四诵)
- ・琉球国王朱印状〈大首里大屋子充/万暦二十三年八月廿九日〉

<考古資料の部>

- ・北海道常呂川河口遺跡墓坑出土品
- · 青森県櫛引遺跡出土品
- · 茨城県風返稲荷山古墳出土品
- · 三重県天白遺跡出土品
- · 京都府神雄寺跡出十品
- ・広島県安芸国分寺跡土坑出土品
- · 徳島県若杉山辰砂採掘遺跡出土石器
- ・福岡県大宰府跡出土品

<歴史資料の部>

- ・五馬力誘導電動機〈/明治四十三年、久原鉱業所製〉
- ·横山松三郎関係資料(高田家伝来)
- ・国友一貫斎関係資料
- 上江洲家関係資料



【国宝】北海道白滝遺跡群出土品

(2)無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文 化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術 上価値の高いものを「無形文化財」と呼ん でいます。無形文化財は、人間の「わざ」 そのものであり、具体的にはその「わざ」 を体現・体得した個人又は団体によって表 現されます。

無形文化財のうち重要なものを「重要無 形文化財」に指定し、同時に、これらの「わ ざ」を高度に体現・体得している者又は団

体を「保持者|又は「保持団体|として認 定しています (図表2-9-7)。保持者の認 定には、重要無形文化財である芸能又は工 芸技術を高度に体現・体得している者を認 定する「各個認定」(この保持者がいわゆ る「人間国宝」)と、二人以上の者が一体 となって舞台を構成している芸能の場合 は、その「わざ」を高度に体現している者 が構成している団体の構成員を認定する 「総合認定」があります。また、「保持団体 認定」は、重要無形文化財の性格上個人的

特色が薄く、かつ、その「わざ」を保持する 者が多数いる場合、これらの者が主な構成 員となっている団体を認定するものです。

重要無形文化財の各個認定の保持者に対 し、「わざ」の錬磨向上と伝承者の養成の ための特別助成金を交付するとともに、重 要無形文化財の総合認定保持者が構成する 団体や保持団体、地方公共団体等が行う伝 承者養成事業、公開事業等を補助していま す。また、我が国にとって歴史上、芸術上 価値の高い重要無形文化財(工芸技術)を 末永く継承し保護していくため、保持者の 作品等の無形文化財資料を購入したり、そ の「わざ」を映像で記録して公開したりし ています。

また、重要無形文化財以外の無形文化財 のうち、その文化財としての価値に鑑み保 存及び活用のための措置が特に必要とされ るものを登録無形文化財として登録してい ます。

図表 2-9-7 令和4年度の重要無形文化財の指定・認定

令和4年10月31日指定・認定

○芸能の部

野村 正也 (芸名 野村 峰山) ・尺八 立花 繭子 (芸名 鶴澤 津賀寿) ・義太夫節三味線 ・能シテ方 大坪 近司 (芸名 大坪 喜美雄) ・歌舞伎立役 · 長唄唄

がかせら としゆき なかせら ばいぎょく 河村 順之(芸名 中村 梅玉) 石川 公一(芸名 杵屋 東成)

(3) 民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関す る風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれ らに用いられる衣服、器具、家屋その他の 物件で我が国民の生活の推移の理解のため 欠くことのできないものを「民俗文化財 | と呼んでいます。民俗文化財には有形のも のと無形のものがあります。

有形、無形の民俗文化財のうち特に重要 なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無 形民俗文化財 | に指定し、保存しています (図表2-9-8)。また、重要有形民俗文化 財・重要無形民俗文化財以外の民俗文化財 のうち、保存・活用のための措置が特に必 要とされるものを「登録有形民俗文化財」・ 「登録無形民俗文化財」に登録するととも に、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗

文化財のうち特に記録作成等を行う必要が あるものを「記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財」に選択しています。

民俗文化財は日常生活に基盤を置くもの であり、近年の急激な社会構造や生活様式 の変化によって変容・衰退のおそれがあり ます。文化庁は、重要有形民俗文化財に指 定された衣服や器具・家屋等を保護するた め、管理や修理、保存活用施設の整備等の 事業を補助するとともに、重要無形民俗文 化財に関する伝承者の養成や用具等の修 理・新調等の事業に対しても補助を行って います。また、文化庁が選択した無形の民 俗文化財を対象に、特に変容・衰滅のおそ れが高いものについて、計画的に映像等に よる記録保存を確実に進めています。

図表 2-9-8 令和4年度の重要有形民俗文化財等の指定

令和5年3月22日指定

- ○重要有形民俗文化財の指定(1件)
- ・陸前高田の漁撈用具
- ○重要無形民俗文化財(2件)
- ・川野車人形
- ・石鎚黒茶の製造技術
- ○重要無形民俗文化財の指定内容 及び名称の変更(1件)
- ・米良の神楽



川野車人形 (=番粤) (奥多摩町教育委員会提供)



陸前高田の漁撈用具 (陸前高田の漁撈用具(全体)/陸前高田市立博物館)

(4) 記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他 の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上 価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海 浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって 芸術上又は観賞上価値の高いもの、動物や 植物、地質鉱物で我が国にとって学術上価 値の高いものを総称して「記念物」と呼ん でいます。記念物のうち重要なものを、遺 跡は「史跡」に、名勝地は「名勝」に、動 物、植物、地質鉱物は「天然記念物」に指 定し、さらに、それらのうち特に重要なも のについては、「特別史跡」、「特別名勝」、

「特別天然記念物」に指定して保護してい ます(図表2-9-9)。また、今日の地域開発 の進展や生活様式の急激な変化に伴い、残 存が困難な状況にある記念物については登 録という緩やかな手法で保護しています。 登録記念物については、「遺跡関係」、「名 勝地関係」、「動物、植物及び地質鉱物関 係」の三つの種別があります。

指定・登録された史跡等について、保存と 活用を図るための計画策定や整備等を行う 所有者、管理団体等に対する補助を充実す るとともに、地方公共団体が史跡等を公有 化する事業に対する補助を実施しています。

図表 2-9-9 令和4年度の史跡名勝天然記念物の指定及び登録記念物の登録

○令和4年度の史跡の指定

令和4年11月10日指定(9件)

鎌倉街道上道[埼玉県入間郡毛呂山町]

夕田墳墓群 [岐阜県加茂郡富加町]

芥川城跡 [大阪府高槻市]

郡山城跡 [奈良県大和郡山市]

新宮下本町遺跡 [和歌山県新宮市]

熊本藩高瀬米蔵跡 [熊本県玉名市]

轟貝塚 [熊本県宇土市]

里官衙遺跡 [大分県大分市]

立切遺跡・横峯遺跡 [鹿児島県熊毛郡中種子町・南種子町]

令和5年3月20日指定(7件)

鍋倉城跡 [岩手県遠野市]

旧東田川郡役所及び郡会議事堂 [山形県鶴岡市]

烏山城跡 [栃木県那須烏山市] 山王塚古墳 [埼玉県川越市]

南比企窯跡 [埼玉県比企郡鳩山町]

佐伯城跡 「大分県佐伯市]

奄美大島要塞跡 [鹿児島県大島郡瀬戸内町]

○令和4年度の登録記念物の登録 遺跡関係

令和4年11月10日登録(1件)

徳島堰[山梨県韮崎市・南アルプス市]

令和4年11月10日登録(2件)

岡山氏庭園 (養浩園) [茨城県常陸大宮市] 法師庭園 [石川県小松市]

令和5年3月20日登録(2件)

清水氏庭園 [岡山県笠岡市]

黒ヶ浜及びビシャゴ岩 [大分県大分市]



鎌倉街道上道(写真提供:毛呂山町)

(5) 文化的景観

山間に広がる棚田、野焼きにより維持さ れる牧野、防風林が廻らされる集落等、地 域における人々の生活又は生業と当該地域 の風土により形成された景観地で、国民の 生活や生業を理解するために欠くことので きないものを「文化的景観」と呼んでいま す。都道府県又は市町村が定めた文化的景 観のうち、その申出に基づき、特に重要な ものを文部科学大臣は「重要文化的景観」 に選定します。申出に当たり、地方公共団 体は、当該文化的景観が景観法に規定され

る景観計画区域又は景観地区に含まれてい ること、自然・緑地・農地等を保全する法 律に基づく条例で保存の措置が講じられて いること、文化的景観保存活用計画が策定 されていること等の要件を満たす必要があ ります (図表2-9-10)。

文化庁では、地方公共団体が行う文化的 景観の保存調査や保存活用計画の策定、重 要文化的景観の整備、勉強会やワーク ショップ等の普及啓発事業等に補助を行っ ています。

図表 2-9-10

令和4年度の重要文化的景観の選定

令和5年3月20日選定(1件)

緒方川と緒方盆地の農村景観 [大分県豊後大野市]



緒方川と緒方盆地の農村景観(写真提供:豊後大野市)

(6) 伝統的建造物群

周囲の環境と一体を成して歴史的風致を 形成している伝統的な建造物群で価値が高 いものを「伝統的建造物群 |と呼んでおり、 城下町や宿場町、門前町、農山村集落など がこれに当たります。伝統的建造物群を有 する市町村は、伝統的建造物群やこれと一 体を成して価値を形成している環境を保存 するために「伝統的建造物群保存地区」を 定め、伝統的建造物の現状変更の規制等を 行い、歴史的集落や町並みの保存と活用を 図っています。文化庁は、伝統的建造物群 保存地区のうち、市町村の申出に基づき、 我が国にとってその価値が特に高いものを 「重要伝統的建造物群保存地区」に選定し ています。

「伝統的建造物群」を持つ市町村が行う 伝統的建造物群の保存状況等の調査や、重 要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造 物の修理、伝統的建造物以外の建築物等の

修景、伝統的建造物群と一体を成して価値 を形成している環境の復旧、防災計画を策 定するための経費、防災のための施設・設 備の整備、建造物や土地の公有化等の事業 を補助しています。

(7) 文化財の保存技術

我が国固有の文化によって生み出され、 現在まで保存・継承されてきた文化財を確 実に後世へ伝えていくために欠くことので きない文化財の修理技術・技能やこれらに 用いられる材料・道具の製作技術等を「文 化財の保存技術」と呼んでいます。文化財 の保存技術のうち保存の措置を講ずる必要 があるものを「選定保存技術」に選定する とともに、その技術を正しく体得している 者を「保持者」として、技術の保存のため の事業を行う団体を「保存団体」として、 それぞれ認定し、保護を図っています。

図表 2-9-11 令和4年度の選定保存技術の選定・認定

令和4年10月31日指定・認定

○有形文化財等関係

石塚 直幸 ・竹釘製作 ・表装漆塗 (呂色塗) 新木 郁雄 などう のりたけ ・**建造物漆**塗 西岡 文夫 ・美術工芸品保存桐箱製作 小島 登

新田 泰一 (雅号 前田 友斎) ・美術工芸品保存桐箱製作

○無形文化財等関係

三味線製作修理技術保存会 ・三味線製作修理

(8) 文化財を確実に次世代に継承す るための取組の充実

無形文化財の伝承や有形文化財の保存修 理等のために必要となる伝統的な用具・原 材料の入手が困難となってきている状況を 受けて、その安定的な確保を目指し、関連 技術の内容や生産現場の実状を正確に把握 するための実態調査を行っています。

また、建造物の保存のために必要な原材 料のうち山野から供給される木材(特に大 径材、高品位材等、市場からの調達が困難 なもの)、檜皮、茅、漆等の植物性資材を 安定的に確保するとともに、当該資材に関 する技能者の育成等を行っています。

美術工芸品を災害や盗難等の被害から守 るため、手引の作成や研修会の開催など、 防災・防犯意識の向上や有効な対策への理 解を促進するための取組を実施していま す。さらに、海外流出や散逸等のおそれが ある国宝・重要文化財等についても、国で

買い取って保存しています。あわせて、海 外流出を防ぐために、古美術品を海外に輸 出する際には、当該古美術品が国宝・重要 文化財に指定されておらず重要美術品に認 定されていないことを証明する「古美術品 輸出鑑査証明 | を発行しています(令和4 年度5.632件)。また、美術工芸品の活用を 図るため、文化財保存施設の整備の推進 や、国宝・重要文化財が出品される展覧会 への支援とともに、国所有の国宝・重要文 化財を文化庁主催展覧会に出品したり、博 物館等に貸与したりしています。

国宝・重要文化財(美術工芸品)の現状 を把握するため、平成25年に全件の所在 確認を実施しましたが、令和5年3月末時 点で、調査時点の全指定件数1万524件の うち、所在不明の文化財は140件、追加確 認の必要がある文化財は49件でした。な お、平成31年2月から文化庁ウェブサイト 上で最新情報を公表しています。



文化財修理のための原材料確保の取組

重要文化財建造物には、木材、樹皮、茅、漆等の植物性資材が多く用いられています。 適切な周期により文化財の修理を進め、文化財を次世代に継承するためには、原材料と なる植物性資材の安定的な確保と、植物性資材に関わる技能者の育成が必要です。

文化庁では、平成18年度から「ふるさと文化財の森システム推進事業」を実施してお り、重要文化財建造物の修理に必要となる資材の供給体制を整備するため、資材供給林 (ふるさと文化財の森)を全国88箇所設定しています。

また、資材の重要性、保存修理の考え方や方法についての理解を深め、技能者の育成

に資するよう、同事業により資材に係る普 及啓発活動を支援しています。具体的に は、保存修理の現場公開及び展示や、資材 採取等の研修事業を実施しています。さら に、ふるさと文化財の森を良好な環境に保 つため、山焼き、除草、下草刈りといった 管理も併せて支援しています。

令和5年3月には、若竹の杜 若山農場 (栃木県宇都宮市) が竹の供給地として初 めてふるさと文化財の森に設定されまし た。ふるさと文化財の森は、「文化財の匠 プロジェクト」においても資材の供給地と して重要な役割を担っています。分野横断 的な資材の確保・活用に向けて、引き続き 国産の植物性資材の生産支援・普及啓発を 進めていきます。



4 埋蔵文化財の保護

「埋蔵文化財」(土地に埋蔵されている文 化財) は、その土地に生きた人々の営みを 示す遺産であり、土地に刻まれた地域の歴 史と文化そのものです。

埋蔵文化財を保護するために、「埋蔵文 化財包蔵地」(全国に約47万2,000件)と して周知された土地で開発事業等を行う場 合、事前にその遺跡の内容を確認するため の試掘・確認調査等を行います。そして、 遺跡を現状保存するために調整を行います が、やむを得ず現状保存できない場合は、 遺跡の記録を作成してそれを保存するため の発掘調査が必要になります(記録保存調 査)。また、地域にとって重要な遺跡を積 極的に現状保存するために、発掘調査を行 う場合もあります (保存目的調査等)。

現在、毎年約8.000件の発掘調査が全国 で行われ、多くの成果が得られています。 文化庁では、その成果をより多くの国民 に、できるだけ早く、分かりやすく伝える ために、毎年「発掘された日本列島」展を 開催しています。第28回目となる令和4年 度の展覧会は、埼玉県立歴史と民俗の博物 館、だて歴史文化ミュージアム、石巻市博 物館、宮崎県総合博物館、なら歴史芸術文 化村を巡回しました。

また、水中に所在する埋蔵文化財(水中 遺跡)の調査の技術的な指針として令和3 年度に公表した「水中遺跡ハンドブック」 の周知等を図るためのシンポジウム、解説 動画作成を行いました。



丹塗注口土器(福岡県東小田峯遺跡出土)



双眼五重深鉢(長野県藤内遺跡出土)

15 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極 彩色古墳壁画であるキトラ古墳及び高松塚 古墳の両古墳壁画は、「キトラ古墳壁画保 存管理施設」及び「国宝高松塚古墳壁画仮 設修理施設」で保存管理・活用等が行われ ています。

修理が完了したキトラ古墳壁画は、令和 元年7月に国宝に指定されました。特別史 跡キトラ古墳の恒久的な保存と確実な継承 のため、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺 地区のキトラ古墳壁画保存管理施設(キト ラ古墳壁画体験館「四神の館」内)で、期 間を定めて国宝キトラ古墳壁画の一般公開 を行いました。4年度は4回の公開期間中 (112日間)、合計2万1.135人の来場があり ました。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して 壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修 理施設において保存修理作業等を実施し、 令和元年度に修理が終わりました。修理終 了後は、当面の間壁画及び石材を保存展示 するための施設の建設に向けて、令和4年 3月に「高松塚古墳壁画保存管理公開活用 施設(仮称)基本構想 を策定し、基本計 画の作成に向けた調査研究を進めていま す。また、キトラ古墳壁画の公開に合わ せ、国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設にお いても、新型コロナウイルス感染症対策を 十分に講じたうえで修理作業室の公開を行 い、合計28日間の公開期間中、2.996人の 来場がありました。

6 世界文化遺産と無形文化遺 產

(1) 世界文化遺産

世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然 遺産の保護に関する条約)は、顕著な普遍 的価値を持つ文化遺産・自然遺産を、人類 全体のための世界の遺産として損傷・破壊 等の脅威から保護することを目的として、 昭和47年に国際連合教育科学文化機関(ユ ネスコ)総会で採択され、我が国は平成4 年に条約を締結しました。令和5年3月末 現在の締約国数は194か国になっていま す。

毎年1回開催される世界遺産委員会で は、締約国からの推薦や諮問機関の評価等

に基づいて審議が行われ、顕著な普遍的価 値を持つと認められる文化遺産・自然遺産 が世界遺産一覧表に記載されます。令和5 年3月末現在で1.157件の遺産(文化遺産 900 件、自然遺産218件、複合遺産39件) が記載されています。3年7月に「奄美大 島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 | と「北 海道・北東北の縄文遺跡群」が記載され、 我が国の世界遺産一覧表記載物件は文化遺 産20件、自然遺産5件となっています(図 表2-9-13)。

令和5年1月に、「佐渡島の金山」の推薦 書正式版をユネスコに提出したところであ り、登録に向け、引き続き取り組んでいき ます。

図表 2-9-13 我が国の世界遺産一覧

	記載物件名	所在地	記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成5年	文化
2	姫路城	兵庫県	平成5年	文化
3	屋久島	鹿児島県	平成5年	自然
4	白神山地	青森県・秋田県	平成5年	自然
(5)	古都京都の文化財 (京都市, 宇治市, 大津市)	京都府・滋賀県	平成6年	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	平成7年	文化
7	原爆ドーム	広島県	平成8年	文化
8	厳島神社	広島県	平成8年	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	平成10年	文化
10	日光の社寺	栃木県	平成11年	文化
11)	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成12年	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	平成16年	文化
13	知床	北海道	平成17年	自然
14)	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成19年	文化
(15)	小笠原諸島	東京都	平成23年	自然
16)	平泉―仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群―	岩手県	平成23年	文化
17)	富士山―信仰の対象と芸術の源泉	山梨県・静岡県	平成25年	文化
18)	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成26年	文化
19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼,造船,石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿 児島県・山口県・岩手県・静岡県	平成27年	文化
20	国立西洋美術館 (ル・コルビュジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献 -)	東京都(他フランス・ドイツ・スイ ス・ベルギー・アルゼンチン・インド)	平成28年	文化
21)	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	平成29年	文化
22	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県・熊本県	平成30年	文化
23	百舌鳥・古市古墳群 一古代日本の墳墓群一	大阪府	令和元年	文化
24)	奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島	鹿児島県・沖縄県	令和3年	自然
(25)	北海道・北東北の縄文遺跡群	北海道・青森県・岩手県・秋田県	令和3年	文化

(2)無形文化遺産の保護に関する取 組

世界各地において、生活様式の変化など 社会の変容に伴って、多くの無形文化遺産 が衰退や消滅の危機にさらされる中、平成 15年のユネスコ総会において、「無形文化 遺産の保護に関する条約 | が採択され、18 年4月に発効しました。我が国は、16年に 3番目の締約国となりました。令和5年3 月末現在、この条約には181か国が加盟し ています。この条約では、無形文化遺産を 保護することを目的として、「人類の無形 文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)」

の作成、無形文化遺産の保護のための国際 的な協力及び援助体制の確立、締約国が取 るべき必要な措置等について規定されてい ます。

令和4年11月、「風流踊」が無形文化遺 産代表一覧表に記載され、現在、我が国か らの代表一覧表記載件数は22となってい ます (図表2-9-14)。

現在、「伝統的酒造り」を無形文化遺産 代表一覧表に提案しており、令和6年秋か ら冬頃に開催される無形文化遺産保護条約 政府間委員会で登録の可否が決定される予 定です。

図表 2-9-14 代表一覧表に記載されている我が国の無形文化遺産

名 称	記載年	名 称	記載年
/ウッシッ 能楽	平成20年記載	組踊	平成22年記載
ニンギョウジョウ ル リ ブンラウ 人形浄瑠璃文楽	平成20年記載	ap t 7/4* 結城紬	平成22年記載
カブキ 歌舞伎	平成20年記載	ミューハナダウエ 壬生の花田植	平成23年記載
雅楽	平成21年記載	サダシンウ 佐陀神能	平成23年記載
オザヤデジュチョジョウァ 小千谷縮・越後上布	平成21年記載	ナチーデンガク 那智の田楽	平成24年記載
奥能登のあえのこと	平成21年記載	7 ショウ ニ ホンシン テントウテキ ショウフンカ 和食:日本人の伝統的な食文化	平成25年記載
ハヤザ キカグラ 早池峰神楽	平成21年記載	クシュー まン テスキ クシ ギジュツ 和紙:日本の手漉和紙技術	平成26年記載
アキゥ タウェオペリ 秋保の田植踊	平成21年記載	サマ キコ セタイギョウ ジ 山・鉾・屋台行事	平成28年記載
ダイニチドウ ブ ガク 大日堂舞楽	平成21年記載	来訪神:仮面・仮装の神々	平成30年記載
^{ダイモクタテ} 題目立	平成21年記載	デントウァンチンコウェル・フザ モクソウケンソウラッ ゥ ツ 伝統建築工匠の技: 木造建造物を受け継ぐ デシウェ ギュッ ための伝統技術	令和 2 年記載
アイヌ古式舞踊	平成21年記載	フリュウォドリ 風流踊	令和 4 年記載

77 文化財の防火対策

平成31年4月のノートルダム大聖堂、令 和元年10月の首里城正殿等の火災を受 け、文化財の総合的な防火対策の検討・実 施に資するよう国宝・重要文化財(建造 物)及び国宝・重要文化財(美術工芸品) を保管する博物館等の防火対策ガイドライ ン(同年9月2日策定)を作成しました。 加えて、世界遺産や国宝を対象とした総合 的・計画的な防火対策を重点的に進めるた め、「世界遺産・国宝等における防火対策 5か年計画」(同年12月23日大臣決定)を 策定し、同計画に基づき文化財の防火対策 を進めています。

また、「防災・減災、国土強靱化のため

の5か年加速化対策」(令和2年12月11日 閣議決定) に、文化財の防火対策・耐震対 策を追加し、火災や地震から文化財を守る ための対策を重点的に実施しています。

第 4 m 文化財をはじめとする文化 資源を活用し た付加価値の

■ 文化資源を活用したインバ ウンドのための環境整備

平成28年に策定された「明日の日本を 支える観光ビジョン」において、「文化財 の観光資源としての開花」が掲げられまし た。令和5年3月に閣議決定された「観光 立国推進基本計画」をはじめとする計画等 においても、文化資源の観光資源としての 魅力の向上等が掲げられており、そうした 政府方針を踏まえ、文化庁では文化財を中 核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点 等において実施される文化財等の観光資源 としての魅力を向上させる取組への支援を 行っています。

2 文化資源を活用した経済活 性化の促進

平成31年1月から、国際観光旅客税が創 設され、観光先進国実現に向けた観光基盤 の拡充・強化が推進されています。

文化庁では、文化財をはじめとした我が 国固有の文化資源についても、国内外問わ ず多くの人々にその歴史的価値・魅力を発 信するため、新たな付加価値を付け、より 魅力的なものとなるよう磨き上げる取組を 支援しています。

具体的には、2025年大阪・関西万博に 向けて、日本各地の最高峰の文化資源を更 に磨き上げる「日本博2.0」や、実際に文 化財を訪れることで生きた歴史の体感・体 験を通じて文化財の理解を促進する取組を 支援する「生きた歴史体感 (Living History)」 などによって、観光インバウンドに資するコ ンテンツの創出を進めるとともに、日本文化 の魅力を効果的にオンライン発信すること で、観光振興・地域経済の活性化の好循環を 促進していきます。

文化観光の推進

■ 文化観光推進法に基づく文 化観光拠点の整備等

文化の振興を起点として、観光の振興及 び地域の活性化の好循環を創出するために は、地域において文化の理解を深めること ができる機会を拡大し、これにより国内外 からの観光旅客の来訪を促進していくこと が重要となっています。

こうした観点から、博物館等の文化施設 を拠点として、地域の文化観光を推進する ため、

「文化観光拠点施設を中核とした地域に おける文化観光の推進に関する法律 | (令 和2年法律第18号) に基づき、令和4年度 までに、45件の拠点計画及び地域計画を 認定しています。これらの計画に基づく文 化資源の磨き上げ等の取組について、「文 化観光拠点施設を中核とした地域における 文化観光推進事業」等により支援しました。

2 日本遺産の魅力発信

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国 の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産 として認定する仕組みを平成27年度に創 設し、これまでに104件の日本遺産を認定 しました。

認定地域に対しては、1. コンテンツ制 作やガイド育成等の情報発信・人材育成、 2. ストーリーの普及啓発、3. 調査研究、 4. 説明板の設置等の公開活用のための整 備に対して必要な財政支援を行い、地域活 性化を図っています。また、平成28年度 に認定された19地域に対して総括評価・ 継続審査を行い、重点支援地域の選定等に より日本遺産の底上げを図りました。

令和4年10月には、山口県下関市・福岡 県北九州市で各認定地域が一堂に会した 「日本遺産フェスティバル in 関門」を開催

し、ブース出展などにより地域の魅力発信 を行いました。また、日本遺産の認知度の 向上等を図るため、日本遺産の日である2 月13日には、記念シンポジウムの開催を しました。加えて、有識者委員会において 取りまとめられた「令和3年度の総括評 価・継続審査を踏まえた地域活性化計画等 の改善について」(令和3年12月)に基づ き、日本遺産ストーリーを中心とした地域 の活性化・観光の振興を図るため、重点支 援地域において今後の日本遺産事業のモデ ルを構築するなど、日本遺産全体のブラン ド力向上に取り組んでいるところです。

今後とも、これらの取組を通じて、日本 遺産を活用した地域の活性化や、日本文化 の国内外への戦略的な発信に積極的に取り 組んでいきます。

策 6 節 文化芸術の 持続的発展 の促進と グローバル 展開の加速

■ 文化と経済の好循環の創出

国・地方公共団体・企業・個人が文化へ の戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業 等他分野と連携し、創出された新たな価値 が文化に再投資され、持続的に発展する 「文化と経済の好循環」を目指し、平成29 年12月に「文化経済戦略」を策定しまし た。さらに、この戦略推進のための主要施 策の内容や目標等を明らかにした「文化経 済戦略アクションプラン」を30年8月に策 定し、関係府省庁と緊密に連携しながら文 化経済戦略を推進していきます。また、文 化審議会に設置した文化経済部会の報告書 (令和4年3月)を踏まえ、4年度は、文化 芸術の自律的・持続的発展に係る支援方法 について議論し、5年3月に報告書として まとめました。今後、報告書に基づいた具 体的な事業を実施していきます。

2 芸術家等の活動基盤強化及 び持続可能な活動機会の創 出

我が国の文化芸術活動の持続的な振興を 図るためには、文化芸術の担い手である芸 術家等が専念して活動できるよう活動基盤 の強化や環境整備が重要です。文化庁で は、令和4年7月に「文化芸術分野の適正 な契約関係構築に向けたガイドライン(検 討のまとめ)」を公表し、研修会の実施や 相談窓口の開設等を通じてその普及啓発を 行うなど、文化芸術関係者の活動環境の改 善に向けた取組を進めています。

🛭 文化芸術のグローバル展開 の推進

グローバル化及びデジタル化の進展と いった世界的な社会・経済情勢を踏まえれ ば、我が国の文化のグローバル展開を効果 的・戦略的に進めることは極めて重要で す。このため、日本文化の戦略的な発信や グローバル展開を進め、文化芸術を通じた 諸外国との相互理解の促進及び国家ブラン ド構築への貢献を図ります。具体的には、 トップレベルのアーティスト等を発掘しグ ローバルに活躍するための総合的な支援、 国内外で開催する国際共同制作による公演 等への支援、活字コンテンツ、映画等の海 外展開に対する支援などを行います。

特に、我が国のアート市場は世界のアー ト市場規模に比して小規模にとどまってい ることから、我が国のアート市場の活性化 とその持続的発展を可能とするよう、文化 審議会文化政策部会に設置したアート市場 活性化ワーキンググループの提言(令和3 年3月)や文化経済部会アート振興ワーキ ンググループの提言(4年3月)等を踏ま え、5年3月に独立行政法人国立美術館に 設立された国立アートリサーチセンターと も連携しながら、必要なシステム形成の方 策について、具体的な検討を進めていま す。加えて、我が国をアートの国際発信拠 点とする取組として、国際的なアートフェ ア誘致を目指した我が国のアートシーンの

国際発信や国際的なイベントにおけるアー トの国際発信等を推進します。

また、世界で活躍する新進芸術家等を育 成するため、美術、音楽、舞踊、演劇など の分野において研修・発表の機会を提供し ています。特に、「新進芸術家海外研修制 度 | では、昭和42年以来、新進芸術家等 が海外の大学や芸術団体などで研修を受 け、これまで多数の優秀な芸術家などを輩 出しています(図表2-9-15)。

さらに、地球規模の課題とその解決に向 けた文化の役割と貢献を重要視する議論が 国際的に活発になってきている状況を踏ま え、我が国の文化芸術政策にこれらの観点 を反映し、その解決に貢献していきます。

図表 2-9-15 新進芸術家海外研修制度のこれまでの派遣者の例

奥谷 博	美術:洋画	昭和 42 年度
森下 洋子	舞踊:バレエ	昭和 50 年度
佐藤しのぶ	音楽:声楽	昭和 59 年度
船越 桂	美術:彫刻	昭和 61 年度
野田 秀樹	演劇:演出	平成4年度
諏訪内晶子	音楽:器楽	平成6年度
野村 萬斎	演劇:狂言師	平成6年度
崔 洋一	映画:監督	平成8年度
鴻上 尚史	演劇:演出	平成 9 年度
山中 千尋	音楽:ジャズピアノ	平成 13 年度
平山 素子	舞踊:モダンダンス	平成 13 年度
酒井 健治	音楽:作曲	平成 16 年度
塩田 千春	美術:現代美術	平成 16 年度
長塚 圭史	演劇:演出	平成 20 年度
萩原 麻未	音楽:ピアノ	平成 21 年度
濱口 竜介	映画:映画	平成 27 年度

4 国際文化交流・協力の推進

(1) 東アジア諸国や周年事業が設定 された国々との交流

「東アジア文化都市」は、日中韓から都 市を選定し、各都市が連携して年間を通じ て様々な文化交流事業を実施するものであ り、平成26年から毎年選定されています。

令和4年には、日本の大分県、中国の温 州市・済南市、韓国の慶州市が選定され、 交流事業を行いました。

また、我が国との外交関係開設等、両国 関係における歴史的な出来事を記念する節 目となる周年や、政策的意義が高いと考え られる機会を捉えた交流事業等を通じ、文 化面での友好と相互理解の促進を図ります。

(2) 文化関係の国際的な会議への参 加

①日中韓文化大臣会合

日中韓文化大臣会合は、文化交流・協力 の強化に向けた方策について、日中韓3か 国の文化担当大臣が意見交換を行うもので す。令和4年8月にオンラインで開催され た第13回会合では、中国、韓国とオンラ インで意見交換を行い、成果文書として 「曲阜行動計画」を発出しました。

同会合では、令和5年の「東アジア文化 都市」として、日本の静岡県、中国の成都 市・梅州市、韓国の全州市を正式決定した ほか、(1) 新型コロナウイルス感染症拡大 の影響が続く中でも、連携して文化芸術活 動の発展を支えていくこと、(2) 東アジア 文化都市事業等、日中韓の枠組での文化協 力事業を引き続き推進していくこと、(3) 日中韓の文化芸術の魅力とその文化的価値 を世界にも発信していくこと等について一 致しました。

② ASEAN + 3 文化大臣会合

ASEAN + 3文化大臣会合は、東南アジ ア諸国連合(ASEAN)の10か国と対話国 (日中韓3か国)の文化担当大臣が、文化 分野における協力について意見交換を行う

ものです。令和4年10月には、オンライン で第10回「ASEAN + 3文化大臣会合」及 び第5回「日ASEAN文化大臣会合」が同 時開催されました。会合では、「持続可能 な開発に向けたコロナ後における ASEAN の文化芸術の役割の促進 | をテーマに各国 の現状や取組、課題などが共有され、我が 国からは、持続可能な社会の実現のための 各国間における協力の必要性を述べたほ か、ASEANとの更なる協力の継続、関係 の強化を希望する旨を表明しました。

③ G20 文化大臣会合

G20文化大臣会合は、G20の枠組みにお いて文化分野での協力について意見交換を 行うものです。令和4年9月には、議長国 インドネシアの呼びかけによりG20各国の 文化担当大臣・副大臣等及び国際機関の代 表者の出席の下、第3回文化大臣会合がハ イブリッド形式で開催されました。我が国 からは、簗文部科学副大臣がオンラインで 参加し、持続可能な開発との関連での日本 の文化政策の状況、持続可能な社会実現に 向けた文化面での国際協力の重要性につい て発言しました。5年にも議長国インドの 下で開催される予定となっています。

(3) 地域における国際文化交流の推 進

国内外の芸術家等を招へいし、地域で芸 術活動を行うアーティスト・イン・レジデ ンス (AIR (エアー)) への支援により、 地域における国際文化交流を推進していま す。(令和4年度補助採択団体:18団体)

(4) 芸術文化の国際交流の推進

芸術文化の国際交流の推進は、我が国の 芸術文化水準の向上を図るとともに我が国 に対するイメージの向上や諸外国との相互 理解の促進に貢献するものです。文化庁 は、芸術文化の国際交流を推進するため、 芸術団体が海外公演を行ったり、有名な国 際芸術祭に参加したり、海外映画祭等に出 品したりする取組を支援しています。

また、平成30年6月に「国際文化交流の

祭典の実施の推進に関する法律(平成30 年法律第48号)」が成立し、これに基づき 31年3月に「国際文化交流の祭典の実施の 推進に関する基本計画」が閣議決定された ことを踏まえ、日本にて行われ、世界の関 心を集める国際文化交流の祭典の実施を推 進します。

(5) 文化財に関する国際交流・協力 の推進

①文化遺産の保護における国際協力

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な 協力の推進に関する法律」を踏まえ、文化 遺産国際協力コンソーシアムの下で、文化 庁、外務省、大学・研究機関、民間助成団 体等が連携協力し、文化遺産の保護におけ る国際協力を推進しています。具体的に は、国内の各研究機関等とネットワークを 構築して、文化遺産国際協力に関する調査 研究や普及啓発などを行っています。

②国際社会からの要請等に基づく国際支援

「緊急的文化遺産国際貢献事業」では、 平成16年度から、紛争や自然災害によっ て被災した文化遺産について、関係国や機 関からの要請等に応じ、我が国の専門家の 派遣や相手国の専門家の招へいを行うなど 緊急対応の専門家交流事業を実施していま す。令和4年度は、レバノンを対象に事業 を実施しました。また、「文化遺産国際協 力拠点交流事業」では、平成19年度から、 海外の国や地域において文化遺産の保護に 重要な役割を果たす機関等との交流や協力 を行う拠点交流事業を実施し、現地で文化 遺産の保護に携わる人材の養成に取り組ん でいます。令和4年度は、「ウズベキスタ ンにおける考古遺産の科学的調査に関する 技術移転を目的とした拠点交流事業」、 「ジョージアにおける文化遺産保護に関す る拠点交流事業」、「カイロ旧市街の持続可 能な保護策のための事業/住民参加のまち づくり」を新たに実施しました。

③二国間取り決め等による国際交流・協力 (ア) 二国間交流・協力

文化遺産の保護においては、様々な国

と二国間交流・協力を実施しています。 特に、文化財の保存修復や国際協力の分 野で長年の経験を有するイタリアとは文 化遺産国際協力に関する覚書を締結し て、例えば文化財建造物の防災対策な ど、共通の課題をテーマに積極的な交流 を行っています。

(イ) 文化財保存修復研究国際センター (ICCROM) との連携協力

我が国は、国際機関である文化財保存 修復研究国際センター(ICCROM:イ クロム) に加盟し、分担金の拠出や調査 官の派遣など国際的な研究事業等への協 力を行っています。

④文化財の不法な輸出入等の規制

不法な文化財取引を防止し、各国の文化 財を不法な輸出入等の危険から保護するた め、平成14年に「文化財の不法な輸入、 輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する 手段に関する条約」を締結し、「文化財の 不法な輸出入等の規制等に関する法律 | を 制定しました。

この法律は、外国の博物館等から盗取さ れた文化財の輸入を禁止しており、盗難被 害にあった者は、民法で認められている代 価弁償を条件として、特例として回復請求 期間が10年間に延長されています。

また、「シリアにおいて不法に取得され た文化財の輸入における取扱いについて」 (平成27年10月5日付け 文化庁文化財部 長通知)により、イラクに加え、シリアに おいて不法に取得された文化財についても 輸入規制の対象となっています。

さらに、武力紛争時における文化財を保 護するため、「武力紛争の際の文化財の保 護に関する条約 | 及び関連2議定書(1954 年及び1999年)や「武力紛争の際の文化 財の保護に関する法律 | 等に基づいて、武 力紛争時に他国に占領された地域(被占領 地域)から流出した文化財の輸入が規制さ れています。また、武力紛争の際に敵対戦 闘行為として文化財を破壊又は損壊するこ とや、文化財を軍事的目的に利用すること 等が罰則の対象となっています。

6 「日本博 2.0」の推進について

「日本博」は、東京2020オリンピック・ パラリンピック競技大会を契機として、総 合テーマ「日本人と自然」の下に、縄文時 代から現代まで続く「日本の美」を国内外 へ発信し、次世代に伝えることで、更なる 未来の創生を目指し、スタートしました。

これまで、各地域が誇る様々な文化資源 を年間通じて体系的に創成・展開するとと もに、国内外への戦略的プロモーションを 推進し、インバウンド需要回復や国内観光 需要の一層の喚起、「文化芸術立国」の基 盤強化、文化による「国家ブランディン グ」の強化等を図ってきました。

今後は、2025年大阪・関西万博に向けて 「日本博2.0」として、引き続き文化庁、日 本芸術文化振興会、関係府省庁、全国の文 化施設、地方自治体、民間企業・団体等の 総力を結集し、「日本の美と心 | を体感する 美術展・舞台芸術公演・芸術祭などを、年 間を通じ、全国各地で展開していきます。

🖟 興行入場券の適正な流通の 確保

近年、興行入場券の高額転売が社会問題 となっていることを踏まえ、興行入場券の 適正な流通を確保し、もって興行の振興を 通じた文化及びスポーツの振興並びに国民 の消費生活の安定等を目的とした「特定興 行入場券の不正転売の禁止等による興行入 場券の適正な流通の確保に関する法律(チ ケット不正転売禁止法)」が平成30年12月 に成立し、令和元年6月14日から施行され ました。本法律の適切な運用を図るため、 国民への周知等を行い、興行を通じた文化 及びスポーツの振興を推進しています。

舞台芸術活動 等の推進

■ 舞台芸術等の創造活動への 効果的な支援

我が国の文化芸術の振興を図るため、音 楽、演劇、舞踊、伝統芸能(能楽、文楽 等)、大衆芸能(落語、漫才等)の舞台芸 術(以下、「舞台芸術」という。)各分野の 水準向上に資する公演を重点的に支援する とともに、各分野の特性に配慮した創造活 動を推進する「舞台芸術創造活動活性化事 業」を実施しています(令和4年度採択実 績は、複数年計画支援型27団体、公演事 業支援型205件)。また、「戦略的芸術文化 創造推進事業」として、芸術団体等からの 企画提案を受けて行う舞台芸術の水準向上 及び鑑賞機会の充実を図るための取組や、 海外への発信等を25件支援しました。こ のほか、我が国の芸術団体の水準向上を図 るとともに、国際発信力を強化し、我が国 の国際的なプレゼンスを高めることを目的 として、「国際芸術交流支援事業」を実施 しています(同年度採択実績は、海外公演 19件、国際共同制作公演2件、国際フェス ティバル3件)。



舞台芸術創造活動活性化事業 助成事業 寄席定席公演より 春風亭昇太『壺算』 写真提供:落語芸術協会

加えて、令和3年度の補正予算において 556億円を計上し、コロナ禍からの文化芸 術活動の再興を支援するため、「ARTS for the future!2」及び「統括団体によるアー トキャラバン事業」を実施しました。

芸術文化振興基金は、文化芸術活動に対 する援助を継続的・安定的に行うため、平 成2年に設立され、政府からの出資金と民 間からの寄附金を原資とした運用益を、各 種文化芸術活動への日本芸術文化振興会が 行う助成事業に充てています。寄附金の受 付は随時行っており、基金の拡充に努めて います。

〈芸術文化振興基金からの助成額 (令和4年度)〉

- · 芸術創造普及活動 5億3.790万円
- ・地域文化振興活動 1億9,000万円
- · 文化振興普及団体活動 7,200万円

2 文化庁芸術祭・芸術選奨

文化庁は、昭和21年度から毎年秋に「文 化庁芸術祭」を開催しています。令和4年 度は、オープニング公演として「通し狂言 義経千本桜 | を上演したほか、バレエ、演 劇、歌舞伎、音楽、能楽、文楽、舞踊、落 語、アジア・太平洋地域の芸能等の10の 主催公演を実施しました。



令和4年度「文化庁芸術祭」 オープニング公演「通し狂言義経千本桜」

また、文化庁では、昭和25年から毎年 度、芸術各分野において、優れた業績を挙 げた方、又は新生面を開いた方に対して、 芸術選奨文部科学大臣賞、同新人賞を贈っ ています。令和4年度は、演劇、映画、音 楽、舞踊、文学、美術、放送、大衆芸能、 芸術振興、評論等、メディア芸術の11部 門・30名の受賞者に賞状と賞金が贈られ ました。

* 8 m メディア芸術 の振興

■ アニメーション、マンガな どのメディア芸術の振興

アニメーション、マンガ、ゲームなどの メディア芸術は広く国民に親しまれ、新た な芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化 を促すとともに、海外から高く評価され、 我が国に対する理解や関心を高めていま す。メディア芸術の一層の振興を図るた め、創作活動に対する支援、普及、人材育 成などに重点を置いた様々な取組を行って います。その一つである「文化庁メディア 芸術祭」は、「アート」、「エンターテイン メント」、「アニメーション」、「マンガ」の 4部門について、優れた作品を顕彰すると ともに、受賞作品の鑑賞機会を提供するメ ディア芸術の総合フェスティバルとして、 平成9年度から令和4年度まで25年間にわ たり開催してきました。また5年2月に は、メディア芸術祭の25年の歩みを振り 返る企画展を開催しました。他にも、過去 の受賞作品を中心に優れたメディア芸術作 品の鑑賞の機会を提供するメディア芸術祭 地方展(4年度は名古屋展、大阪中之島展 を開催) やメディア芸術海外展開事業など を実施し、国内外に優れたメディア芸術作 品を発信しました。

2 日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術などの諸芸術 を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近 な娯楽の一つとして生活の中に定着してい ます。また、ある時代の国や地域の文化的 状況の表現であるとともに、その文化の特 性を示すものです。さらに、映画は海外に 向けて日本文化を発信する上でも極めて効 果的な媒体であり、有力な知的財産として 位置づけられています。

文化庁は、平成16年度から総合的な日 本映画の振興施策として、創造、発信・海 外展開・人材交流、人材育成に取り組んで います。

具体的には、日本映画の製作支援、映画 関係者によるシンポジウムなどの創作活動 や交流の推進、日本映画の海外映画祭への 出品支援や若手監督等の派遣、北米におけ る日本映画特集上映、国際的な映画祭への 支援など海外への日本文化発信、短編映画 作品製作による若手映画作家等育成事業な どの人材育成を通して、我が国の映画の一 層の振興に取り組んでいます。特に日本映 画の製作支援については、国際共同製作に よる映画製作への支援に加え、令和4年度 からは若手映画作家等の育成のため、若手 監督を起用した作品に対する重点的な支援 を行っています。

第 9 m 生活文化等の 振興と保護

■ 生活文化等の振興と保護

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸 術に広がりを与え、また、それを支える土 台として機能するとともに、和装や茶道、 食文化など外国人がイメージする我が国の 文化を数多く含んでおり、正に我が国の魅 力そのものとして、観光振興や国際交流の 推進等にも極めて重要な役割を果たしてい ます。文化庁では、こうした生活文化等が 持つ多様な価値と魅力を生かし発信すると ともに、各分野に関する実態調査を行い、 生活文化の振興等を図っています。

令和4年度は3年度に生活文化調査研究 事業の調査を実施した6分野について、イ ンターネットを活用したウェブアンケート 調査による国民の意識調査を実施すること で、国民の生活文化に対する興味や関心な どの実情について把握し、今後の生活文化 等に関する政策立案の基礎資料の作成を行 いました。

さらに、生活文化分野の活性化や新たな 需要創出等を図るため、生活文化振興等推 進事業として1事業を実施しました。

2 食文化について

我が国に根付いた多様な食文化は、各地 の自然風土と調和した先人の生きる知恵と 経験の賜物であり、未来に継承すべき伝統 文化の一つです。文化庁では、食文化の振 興に向けて、文化審議会文化政策部会食文 化ワーキンググループにおいて取りまとめ られた方向性に従って、施策を進めていま

食文化の明確化・価値化を進める取組と して、文化財保護法に基づく文化財の登録 等の推進、地域が主導する食文化の調査に 対する支援を行っており、令和4年度に は、「菓銘をもつ生菓子(煉切・こなし)」 及び「京料理」の登録無形文化財の登録を 行いました。

また、食文化の更なる振興に向けて、各 地の食文化を体験できるような機会の醸成 等を進めており、同年度には、食文化を題 材とした観光に取り組む地域における訪日 外国人の消費拡大のための方策を調査しま した。

このほか、食文化の振興について研究と 連携した優良事例の顕彰、地域で世代を超 えて受け継がれてきた食文化を「100年 フード」として認定し、文化庁とともに継 承していくことを目指す取組等、国民に食 文化という考え方やその価値への気づきを 与えるための情報発信等を行っています。

*10^m 子供たちの 芸術教育の 充実・文化 芸術活動の

■ 学校における芸術教育・文 化部活動の環境整備

(1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた 学校芸術教育の推進

平成30年10月から小学校の「音楽」「図 画工作」、中学校の「音楽」「美術」、高等 学校の「芸術(音楽・美術・工芸・書道)」 等の芸術に関する教育にかかる事務を文部 科学省本省から文化庁に移管しました。

学習指導要領では、育成を目指す資質・ 能力を生活や社会の中の芸術や芸術文化と 豊かに関わる資質・能力とし、教科の目標 を三つの柱で整理して*14、これらが実現 できるように示しています。内容について は、目標に対応して三つの柱で整理し、共 通事項として表現と鑑賞の学習に共通に必 要となる資質・能力を示しています。

また、芸術教育の充実に資するため、伝 統音楽指導者研修会に加え、小・中・高等 学校等で芸術系教科等を担当する教員の研 修会を令和元年度から実施しています。

(2) 子供たちの体験活動機会拡大の ための取組

子供たちが優れた舞台芸術を鑑賞すると ともに、文化芸術団体等による実技指導、 ワークショップに参加し、更にこれらの団 体等と本番の舞台で共演するなど、舞台芸 術に身近に触れる機会を提供する「文化芸 術による子供育成推進事業」を実施してい ます。令和4年度は、文化庁が選定した一 流の文化芸術団体が小・中学校等において 舞台芸術公演等を実施する巡回公演を 1.876公演、学校が独自に選定した芸術家 による実技披露、実技指導等を行う芸術家 派遣を1.689か所で実施しました。

さらに、令和3年度補正予算において、 新型コロナウイルス感染症の影響による学 校の一斉休業等により、文化芸術鑑賞・体 験教室等を中止せざるを得なかった学校を 支援するため「子供のための文化芸術鑑 賞・体験再興事業 | を実施し、子供たちが 質の高い文化芸術に触れる機会を提供しま した。

(3) 文化部活動の環境整備のための 取組

令和4年12月に、学校部活動の適正な運 営や効率的・効果的な活動の推進ととも に、学校部活動の地域連携並びに地域の運 営団体・実施主体による地域文化クラブ活 動への移行に取り組むべく、平成30年の 運動部活動と文化部活動のガイドラインを 統合した上で全面的に改定し、新たに「学 校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り 方等に関する総合的なガイドライン」を策 定しました。

少子化の中でも、将来にわたり子供たち が身近な地域で学校の文化部活動に代わり うる継続的で質の高い多様な文化芸術活動 の機会を確保できるよう、令和5年度から 7年度末までの3年間を改革推進期間と し、まずは休日から段階的な部活動の地域 連携・地域移行に取り組むため、関係者と の連絡調整・指導助言等の体制や指導者の 確保、参加費用負担への支援等に関する自 治体による実証事業及び休日の活動日数・ 時間が多い吹奏楽部等に対して全国的な規 模の文化芸術団体等を中心として地域移行 等の課題へ取組む実証事業を実施していま す。

(4) 全国高等学校総合文化祭の開催

高校生に文化部活動の成果発表の機会を 提供して、創造活動を推進し相互の交流を 深めるため、都道府県、公益社団法人全国 高等学校文化連盟等との共催により、「全 国高等学校総合文化祭」(令和4年度は7月 31日から8月4日まで東京都で開催、ライ ブ配信等も実施)、「全国高等学校総合文化 祭優秀校東京公演」(同年度は8月27日、 28日に国立劇場で開催、オンデマンド配 信も実施)、「全国高校生伝統文化フェス ティバル」(同年度は12月17日、18日に 京都府で開催、オンデマンド配信も実施) をそれぞれ毎年開催しています。



第46回全国高等学校総合文化祭総合開会式

令和4年度開催部門一覧

開催部門

演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、 吟詠剣詩舞、郷土芸能、 マーチングバンド・バト ントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、 囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、 文芸、自然科学等

全国から約2万人の高校生が集い、規定19部門のほか 開催県が独自に行う協賛部門を加えて開催されます。

🛾 地域における文化芸術活動 の推進

文化庁は、次代を担う子供たちに対し て、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの 伝統文化・生活文化等を計画的・継続的に 体験・修得することができる機会を提供す るために、「伝統文化親子教室事業」を実 施しています。令和4年度は3.573団体の 活動を採択し、地方公共団体による取組を 22地域採択しました。

また、令和3年度第一次補正予算事業と して「子供たちの伝統文化の体験事業」を 実施し、新型コロナウイルス感染症によ り、子供たちの様々な活動機会が減少する 中、地方公共団体や関係団体が一体となっ て、より多くの子供たちに対して伝統文化 等の体験機会を提供するため95団体を採 択しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影 響により、劇場・音楽堂等における子供た ちの文化芸術鑑賞・体験機会が多く失われ ている状況に鑑み、劇場・音楽堂等で子供 たちが本格的な実演芸術に触れる機会を創 出するため、18歳以下の子供に無料で鑑 賞機会を提供する舞台公演への支援を行っ ています。

第11章 文化芸術による共生社 会の実現

■ 障害者等による文化芸術活 動の推進

「障害者による文化芸術活動の推進に関 する法律 | (平成30年施行)(以下、「推進 法 という。) に基づいて厚生労働省と共 同で令和5年3月に策定した第2期の基本 計画を踏まえ、障害者による文化芸術活 動の推進に関する施策を総合的かつ計画 的に推進しています。

具体的には、文化芸術団体等が実施す る、障害のある方々の鑑賞・創造の機会 の拡大や作品等の発表の機会の確保等に 関する先導的な取組への支援やその普 及・展開のための人材育成、障害者等と 文化施設をつなぐ中間支援団体等におけ る鑑賞サポート等の在り方についてのモ デル開発、助成採択した映画作品や劇 場・音楽堂等において公演される実演芸 術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作 への支援、特別支援学校の生徒による作 品の展示や舞台芸術の発表の場の提供 等、障害者等の文化芸術活動の充実に向 けた支援に取り組んでいます。

また、国立美術館、国立博物館は、展 覧会の入場料を無料としているほか、全 国各地の劇場、コンサートホール、美術 館、博物館などにおいて、車いす使用者 も利用ができるトイレやエレベーターの 設置等障害のある方々に対する環境改善 も進められています。

さらに、地方公共団体が、推進法に基 づいて策定した地域計画を踏まえて実施 する取組に対して助成することで、地方 における取組を推進しています。

2 アイヌ文化の振興

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会 を実現するための施策の推進に関する法 律」(令和元年施行)の規定に基づき業務 を行う団体として公益財団法人アイヌ民族 文化財団が指定され、同財団の行うアイヌ に関する研究の推進、アイヌ語の振興、ア イヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業 や伝承者の育成事業等に対し、支援を行う とともに、国立アイヌ民族博物館の運営を 行っています。

第12章 地域における 文化の振興

1 多様な文化を生かした地域 づくり

我が国には、全国各地に多様で豊かな文 化が息づいており、地域ごとの特色ある文 化を生かして、地域振興につながる取組を 支援しています。

(1) 国民文化祭

国民文化祭は、観光やまちづくり、国際 交流、福祉、教育、産業などの施策と有機 的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色 を生かした、文化庁と都道府県等との共催 による文化の祭典です。昭和61年度から 開催しており、令和4年度は開会式に天皇 皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、10月22日か ら11月27日まで沖縄県で開催しました。

また、平成29年度から、厚生労働省等 主催の全国障害者芸術・文化祭と同一の開 催地及び期間にて一体的に開催していま す。

図表 2-9-17 国民文化祭の主な内容

主催事業

文化庁、開催地都道府県、市町村、文化団体等の 共催によるもの

【開会式・閉会式】

アマチュア文化活動の新たな文化の方向性を示すオープニ ングフェスティバルなど

地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な 側面からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッ ションなど

【分野別フェスティバル】

民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、 美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、都道府県など から推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会など

協賛事業

国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体や 文化関係団体・企業等の主催により開催される 各公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、 講習会など

(2) 文化芸術創造都市推進事業

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振 興、観光・産業振興等に取り組む地方公共 団体を支援するため、情報の収集・提供、 会議・研修の実施等を通じて、国内ネット ワークを強化し、国全体が文化芸術の持つ 創造性により活性化するための基盤づくり を進めています。令和4年度は、ネット ワークの活性化のため、総会、幹事団体会 議、現代芸術の国際展部会に加え、新たに 創造農村部会と国際ネットワーク部会が発 足しました。創造農村部会はこれまで開催 してきた創造農村ワークショップを発展さ せて部会の形式にしたものであり、国際 ネットワーク部会は、ユネスコ創造都市 ネットワークや東アジア文化都市といった 国際的なネットワークとの経験交流及び参 加都市の拡充等による相互の発展を図るこ とを目的として設置されたものです。これ らの新しい部会も含めて、幅広い参加を促 すため、現地参加とオンライン参加の両方 による参加を可能とし、総会、幹事団体会 議、現代芸術の国際展部会 (岡山市)、創 造農村部会(丹波篠山市)、国際ネットワー ク部会(臼杵市)、創造都市政策セミナー (北九州市) 等を開催し、時機を得た情報 交換等を行いました。

(3)文化芸術創造拠点形成事業

地方公共団体が主体となり、文化芸術分 野の専門的人材を活用して地域のアーツカ ウンシル機能の強化等に取り組みながら行 う、地域アーティストの活動支援、地域住 民との協働、地域の芸・産学官との連携、 地域の文化芸術資源を活用した文化芸術活 動の実施等、文化芸術創造拠点形成に向け た総合的な取組を支援しています(令和4 年度採択実績:48件)。

(4)国際文化芸術発信拠点形成事業

外国人の訪日意欲の喚起や活力ある豊か な地域社会を実現するため、芸術祭等を中 核として観光、まちづくり、国際交流、福 祉、教育、産業その他の関連分野と有機的 に連携した国際発信力のある拠点形成の取 組を支援しています(令和4年度採択実 績:8件)。

社会の変化に対応した国語 ・日本語教育 に関する施策 の推進

1 国語施策の推進

国語は、国民の生活に密接に関係し、我 が国の文化の基盤になるものです。時代の 変化や社会の進展に伴って生じる国語に関 する諸問題に対応して、より適切な国語の 在り方を検討しながら、その改善のために 必要な施策を実施しています。

(1) 国語課題の検討

文化審議会国語分科会は、今後5から10 年ほどを見通しつつ、分科会として取り組 むべき国語施策における課題について整理 し、令和5年3月、「国語分科会で今後取り 組むべき課題(報告)」を取りまとめまし た。また、急ぎ取り組むべき課題として ローマ字のつづり方に関する問題を取り上

げ、その改善に向けた検討を開始していま す。

これら分科会での審議に資するため、文 化庁では一般の社会生活における国語の実 態について調査しています。令和4年度に は、「出現文字列頻度数調査(2)」を実施 しました。これは「常用漢字表」が平成 22年に改定されてから10年以上経過した 現在の漢字使用の実態を把握しようとする ものです。令和3年度の「漢字出現頻度数 調査(4)」における単漢字の出現頻度を踏 まえ、各漢字がどのような文脈で用いられ ているかを調査しました。

(2) 国語に関する世論調査

社会変化に伴う日本人の国語意識の現状 について調査するために、平成7年度から 毎年度「国語に関する世論調査」を実施し ています*15。令和4年9月に公表した3年 度調査では、国語や言葉への関心、ローマ 字表記に関する問いを中心に、13の項目 について調査しました。これらの調査結果 は国語分科会での審議で活用されます。

また、同調査は国民の国語に対する興 味・関心の喚起も目的としています。例え ば平成12年度から取り上げてきた慣用句 等の調査結果を基にして、ウェブ動画「こ とば食堂へようこそ! |を作成し公開して います*16。

(3) 消滅の危機にある言語・方言に 関する取組

平成21年2月にユネスコが、アイヌ語な ど国内の八つの言語・方言*17が消滅の危 機*18にあると発表したこと(図表2-9-18) を受けて、これらの調査研究や現況 周知の取組等を行っています。また、23 年3月11日に起きた東日本大震災の被災地 方言に関しても、保存・継承のための取組

を支援しています。

それぞれの危機度や取組状況の調査結果 を受け、記録不十分な地域の調査研究・啓 発事業(令和4年度は東北大学及び琉球大 学に委託)を実施し、危機的な状況を周知 するための「危機的な状況にある言語・方 言サミット」(同4年度は鹿児島県沖永良 部島・知名町で開催)、研究者と行政等担 当者の情報交換の場としての「危機的な状 況にある言語・方言に関する研究協議会」 を開催しています。

さらに、「極めて深刻」とされたアイヌ 語を保存・継承し、学習に資するため、伝 統的なアイヌ語の音声資料を文字化し、翻 訳や注釈を付して公開するアーカイブ(保 存記録)化に取り組んでいます。具体的に は、アイヌ語のアナログ資料のデジタル化 とアイヌ語のアーカイブ作成の支援、アー カイブ作成における文字化や翻訳ができ、 後進の指導にも当たれる人材の育成を行っ ています。令和4年度は、約760本のアナ ログ資料を対象としたデジタル化や、公益 財団法人アイヌ民族文化財団(国立アイヌ 民族博物館) によるアーカイブ作成の支援 と人材の育成を行いました。

なお、平成22年度以降の消滅の危機に ある言語・方言に関する調査研究の結果等 については、文化庁ウェブサイトで公開し ています*19。

^{* 15} 参照: https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/index.html

^{* 16} 参照:https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kotoba_shokudo/index.html

^{* &}lt;sup>17</sup> ユネスコでは、日本で「方言」として扱われる言葉も一括して「言語」として扱っている。

^{* &}lt;sup>18</sup> ユネスコでは、消滅の危機状況について、危機の度合いの高いものから順に、【絶滅】、【極めて深刻】、【重大な危険】、【危険】、 【脆弱】、【安全】と表している。

^{* &}lt;sup>19</sup> 参照:https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/index.html

図表 2-9-18 ユネスコによる日本における消滅の危機にある言語・方言とその危機状況

滅】該当なし

【極めて深刻】アイヌ語(北海道等)

【重大な危険】八重山方言(石垣島、波照間島等)

与那国方言 (与那国島)

険】八丈方言(八丈島、青ヶ島等) 【危

****** 奄美方言(奄美大島、喜界島北部、徳之島等)

<EffA 国頭方言(沖縄本島北部、与論島、沖永良部島、喜界島南部等)

沖縄方言(沖縄本島中南部、久米島等)

宮古方言(宮古島、多良間島等)

【脆 弱】該当なし 全】記載をせず 【安

2 外国人に対する日本語教育 施策の推進

(1) 在留外国人に対する日本語教育 施策

我が国における在留外国人数は、約308 万人と近年は250万人を超えて推移し、中 長期に在留する外国人が増加しています (令和4年末時点、出入国在留管理庁調 べ)。国内の日本語学習者数は、約12万人 (3年11月時点、文化庁調べ)となってお り、日本で暮らす多くの外国人が様々な目 的で日本語を学んでいます(図表2-9-19)。また、元年6月には「日本語教育の 推進に関する法律(令和元年法律第48 号)」が成立するとともに、2年6月には「日 本語教育の推進に関する施策を総合的かつ 効果的に推進するための基本的な方針」が 閣議決定されました。

このような状況の下で、文化庁は、コ ミュニケーションの手段、文化発信の基盤 としての日本語教育の推進を図るため様々 な取組を行っています。



(2)日本語教育の全国展開・学習機 会の確保

■ 日本語教育実施機関・施設等数

文化庁では、国の基本的な方針を踏まえ て、地方公共団体が地域の実情に応じた日 本語教育の推進を図るため、地域日本語教 育の総合的な体制づくり推進事業を実施 し、都道府県・政令指定都市が実施する日 本語教育環境を強化する取組を支援してい ます。

また、「生活者としての外国人」のため の日本語教室がない地域(空白地域)を対 象とした日本語教室立ち上げを支援する地 域日本語教育スタートアッププログラム や、日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし | (通称:つなひろ) *20(図表2-9-20)を公開しています。同 サイトは、空白地域に居住する外国人等を 対象に、生活に役立つ日本語の学習機会を 提供することを目的として、動画を中心と

した日本語学習コンテンツを17言語で公 開しています(令和5年3月現在)。

また、各地における先進的な日本語教育 の支援や難民、ウクライナ避難民に対する 日本語教育等にも取り組んでいます。

図表 2-9-20

日本語学習サイト 「つながるひろがる にほんごでのくらし」



(3) 日本語教育の質の向上

外国人の日本語学習者が増加し多様化す る中で、日本語教育の水準を向上するため には、日本語教育人材の資質・能力の向上 が不可欠になっています。

文化庁では、文化審議会国語分科会が示 した教育内容やモデルカリキュラムに基づ き、日本語教育人材が役割・段階・活動分 野に応じた研修が受けられるよう支援して います。大学や日本語教育機関等における 日本語教師養成カリキュラムの開発に加 え、「生活者としての外国人」や就労者、 留学生、児童生徒等、難民などに対する初 任日本語教師、中堅日本語教師や日本語教 育コーディネーター、日本語学習支援者の ための研修カリキュラムの開発を行ってい ます。さらに、開発したカリキュラムの優 良モデルを活用した研修事業を全国で実施 しています。

その他、日本語教育に関する調査及び調 査研究等を実施するとともに、日本語教育 大会等を通じて情報の発信・共有を行って います。

(4) 日本語教育の更なる推進に向け た施策の検討

文化庁では、日本語教師の質の向上及び

その確保を図り、教師としての資質・能力 を証明するための資格の制度設計について 検討しています。

令和元年度に「日本語教育の推進に関す る法律」が成立して以降、特に、日本語教 師の資格制度の枠組みや日本語教育機関の 評価制度に関連する事項の詳細についての 検討を行ってまいりました。4年度は、新 制度に関する具体の事項について方向性を 検討するため、有識者会議等を開催し、関 係者の御意見や調査結果などを踏まえて議 論を行い、5年1月に「日本語教育の質の 維持向上の仕組みについて」(報告)を取 りまとめました。

このほか、文化審議会国語分科会日本語 教育小委員会では、地方公共団体等におい て地域日本語教育の在り方を検討する際の 「よりどころ」として活用できるよう、今 後、期待される方向性や、その方向性に 沿った事例などを集めた「地域における日 本語教育の在り方について」(報告)を令 和4年11月に国語分科会で取りまとめまし た。さらに、3年10月に取りまとめた「日 本語教育の参照枠(報告)」に基づき、「生 活者としての外国人」が自立した言語使用 者として生活していく上で必要な日本語能 力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生 活できるように支援するため、「「生活者と しての外国人」に対する日本語教育の標準 的なカリキュラム案 | の改定を行うととも に、外国人が日常生活を営む上で必要とさ れる生活上の行為に基づいた言語能力記述 文である「生活Can do」を作成し公開し ました。

日 日本語教育の適正かつ確実 な実施を図るための日本語 教育機関の認定等に関する 法律

日本語教師の資格制度の枠組みや日本語 教育機関の評価制度に関連する事項に関す るこれまでの検討を踏まえ、必要な法整備 を行うために取りまとめた「日本語教育の 適正かつ確実な実施を図るための日本語教 育機関の認定等に関する法律」(令和5年 法律第41号)が令和5年通常国会において 成立し、同年6月2日に公布されました。

(1) 日本語教育機関の認定制度の創 設

近年、我が国に在留する外国人数は増加 傾向にあり、日本語学習を希望する外国人 に対し、その希望や能力等に応じた日本語 教育を受ける機会が最大限に確保されるよ う、関係省庁の関連施策との有機的な連携 を図りつつ、日本語教育の水準の維持向上 を図ることが重要です。

本法律では、日本語教育課程を置く教育 機関の設置者は、日本語教育を適正かつ確 実に実施することができる日本語教育機関 である旨の文部科学大臣の認定を受けるこ とができるようになりました。また、文部 科学大臣は、認定日本語教育機関の情報 を、多言語でインターネットの利用等によ り公表することとなりました。さらに、段 階的な是正措置として、文部科学大臣は、 必要な場合に日本語教育の実施状況に関し 報告を求めることができるほか、勧告及び 是正命令を行うことができることとしてい ます。

(2) 認定日本語教育機関の教員の資 格の創設

今日、我が国において日本語教育に関す る専門的な知識及び技能を必要とする業務 に従事する者の質的かつ量的確保が求めら れています。

本法律では、認定日本語教育機関におい て日本語教育を行うために必要な知識及び 技能についての試験(日本語教員試験)に 合格し、文部科学大臣の登録を受けた機関 (登録実践研修機関) が実施する実践研修 を修了した者は、「登録日本語教員」とし て、文部科学大臣の登録を受けることがで きることとなりました。

なお、上記の制度は、令和6年4月1日 より施行されます。また、認定日本語教育 機関の教員の資格等については経過措置を

設けています。

こうした制度創設を通じて、日本語教育 の適正かつ確実な実施を図り、もって我が 国に居住する外国人が日常生活及び社会生 活を国民と共に円滑に営むことができる環 境の整備に努めていきます。

#**14**^m 新しい時代 に対応した 著作権施策 の展開

■DX 時代に対応した著作権制 度・施策の在り方について

令和3年7月、文部科学大臣が文化審議 会に対して「デジタルトランスフォーメー ション (DX) 時代に対応した著作権制度・ 政策の在り方について」諮問しました。

この諮問の背景には、「デジタルトラン スフォーメーション (DX)」による環境の 変化を踏まえ、「コンテンツ創作の好循 環」の最大化を目指し、更なる文化の振興 を図る必要があること、また、過去のコン テンツをはじめ、無数に創作されるコンテ ンツは、著作権者などの探索といった権利 処理コストが高いとの理由で必ずしも利用 に結びついていないなどの声がありまし た。

令和3年8月以降、簡素で一元的な権利 処理方策について、政府における規制改革 実施計画や知的財産推進計画2021も踏ま え、ネットクリエイターやいわゆるZ世代 等を含め、多様な関係者からヒアリングや 意見募集を行いました。その後、法制的な 課題について審議を行うとともに、有識者 からの意見を聴取しつつ海賊版対策につい ても議論し、5年2月にこれらの議論の内 容が第一次答申として取りまとめられまし た。

第一次答申では、DX時代に対応したコ ンテンツの利用円滑化と権利保護、それに 伴う対価還元について取りまとめられてい

ます。法整備に係る内容として、①簡素で 一元的な権利処理方策と対価還元につい て、②立法・行政・司法のデジタル化に対 応した著作物等の公衆送信について、③海 賊版被害等の実効的救済を図るための損害 賠償額の算定方法の見直しについて、具体 的な施策の方向性が示されました。そのほ か、国境を越えた海賊行為による著作権侵 害に対する対応の在り方及び、著作権制 度・政策の普及啓発・教育についても今後 の方向性が示されました。

2 令和5年著作権法改正

第一次答申を受け、必要な法整備を行う ために取りまとめた「著作権法の一部を改 正する法律」(令和5年法律第33号)が令 和5年通常国会において成立し、同年5月 26日に公布されました。

(1) 著作物等の利用に関する新たな 裁定制度の創設等

今日、デジタル・ネットワークの発達に 伴い、著作物等の創作、流通及び利用をめ ぐる状況は急速に変化しており、時代の ニーズに対応した制度や環境整備が求めら れています。

本法律では、著作権等管理事業者による 集中管理がされておらず、その利用可否に 係る著作権者の意思が明確でない著作物に ついて、文化庁長官に申請を行い、補償金 を支払うことで、時限的な利用を可能とし ています。また、利用者にとって、簡素で 一元的な権利処理となるよう、新制度の手 続は文化庁長官による登録や指定を受けた 民間機関が担うこととしています。著作権 者は自らの著作物がこの制度により利用さ れているとわかった場合には、文化庁長官 に請求することにより時限的利用を停止さ せることができ、利用されていた間の補償 金を受け取ることができます。

(2) 立法・行政における著作物等の 公衆送信を可能とする措置

デジタル社会の実現に向け、デジタル

化・ネットワーク化に対応した取組が立 法・行政・司法の公的機関や企業等で推進 されております。本法律では、立法・行政 のデジタル化への対応を著作権の観点から も支えていくために、ライセンス市場等の 既存ビジネスを阻害しないようにすること などに留意しつつ、①立法又は行政の目的 のために内部資料として必要と認められる 場合には、必要な限度において、内部資料 の利用者間に限って著作物等を公衆送信等 できること、②特許審査等の行政手続・行 政審判手続について、デジタル化に対応 し、必要と認められる限度において、著作 物等を公衆送信等できることとしていま す。

(3) 海賊版被害等の実効的救済を図 るための損害賠償の算定方法の 見直し

高度情報化社会によるコンテンツのデジ タル化が進展する一方で、海賊版の被害も 深刻です。こうした状況を踏まえ、本法律 では、著作権者等の被害回復に実効的な対 応策を取る観点から、著作権法における損 害賠償額の算定方法を見直し、①著作権者 等の販売等の能力を超えるなどの部分に係 るライセンス料相当額を損害の算定基礎に 追加するとともに、②著作権侵害を前提と した交渉額を考慮できる旨明記し、ライセ ンス料相当額の増額を図ることとしていま す。

なお、上記(1)の改正事項は公布日か ら3年を超えない範囲内で政令で定める日 から、上記(2)(3)の改正事項は令和6 年1月1日から、それぞれ施行されます。

こうした改正を通じて、著作物の権利保 護・利用の円滑化と著作権者への適切な対 価還元の実現を図り、文化芸術の発展に努 めております。

[3]「図書館等公衆送信補償金制 度」について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う 図書館の休館等により、インターネットを 通じた図書館資料へのアクセスに係るニー ズが顕在化したことを受け、「図書館等公 衆送信補償金制度」が創設されました。本 制度は令和5年6月1日に施行され、図書 館等の設置者(実態上は、利用者が図書館 等に支払うことが想定されています。)が 補償金を文化庁長官の指定を受けた団体で ある「一般社団法人図書館等公衆送信補償 金管理協会 (SARLIB サーリブ) | へ支 払うことにより、著作物の一部分を利用者 ヘメール送信等することが可能となりまし た。

4 インターネット上の海賊版 対策

昨今、深刻化しているインターネット上 の海賊版被害に対応するため、令和2年に 侵害コンテンツのダウンロード違法化等の 著作権法改正を行った*21ほか、国境を越 えた海賊版 (著作権侵害) 対策と国際ルー ルの構築を積極的に推進しています。

(1) 海外における著作権侵害対策

アジア地域を中心に、我が国の漫画、 ゲーム、アニメ、音楽などに対する関心が 高まる一方で、これらを違法に複製した海 賊版の製造・流通及びインターネット上の 著作権侵害が深刻な問題となっています。 海外における著作権保護の推進のため政府 間協議の場を通じた侵害発生国・地域への 働きかけや、権利行使強化の支援、普及啓 発等を進めています。令和4年度には、国 内権利者等の権利行使を支援するため、 「インターネット上の海賊版による著作権 侵害対策情報ポータルサイト」を公開する とともに、同ポータルサイト内に相談窓口 を開設しました。また、世界知的所有権機 関(WIPO) *22に対して毎年信託基金を 拠出し、アジア・太平洋地域の各国の著作権

制度の整備や普及啓発を促進しています。

(2) 国際的ルールづくりへの参画

国際的ルールづくりとして、現在WIPO において放送機関に関する新条約の策定に 向けた議論などが行われており、我が国は 積極的に参画しています。

日 著作権教育の充実

デジタル・ネットワーク技術の急速な進 展に伴い、ソーシャルメディアなどを使っ て誰もが著作物を創作・発信できるように なりました。このような社会においては、 発達段階に応じて著作権に関する意識や知 識を身に付けることが必要とされており、 現行の中学校や高等学校の学習指導要領に おいては著作権について取り扱うととも に、新たな発見や思考の源泉となる創造性 を育み、知的財産の保護・活用の重要性に 対する理解の増進と態度形成を図る「知財 創造教育」が実践されています。このよう な学校現場での著作権教育の推進に資する ため、文化庁では、毎年、教職員や情報通 信技術(ICT)支援員を対象とした講習会 を開催するとともに、文化庁ウェブサイト を通じ、児童生徒を対象とした学習教材*23 を提供しています。このほか、地方行政や 図書館等の職員、一般の方々を対象とした 講習会の実施のほか、著作権に関するQ& A集の作成・公開など、著作権に関する普 及啓発・教育に取り組んでいます。

^{*21} 侵害コンテンツへのリンク情報等を集約してユーザーを侵害コンテンツに誘導するリーチサイト等における侵害コンテンツ へのリンク提供や、侵害コンテンツと知りながらダウンロードする行為について、私的使用目的であっても一定の要件の下 で違法とされた。

^{* &}lt;sup>22</sup> WIPO は、知的財産権の国際的保護の促進などを目的として 1970 (昭和 45) 年に設立された国連の専門機関。国際条約の作成・ 管理を行うとともに、各国の法令整備の支援や開発途上国に対する法律・技術上の援助、情報の収集・提供などを実施。

^{* &}lt;sup>23</sup> 著作権に関する教材、講習会等については参照:https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html

第**15**章 宗教法人制度 と宗務行政

■ 宗教法人制度の概要

現在、我が国には、教派、宗派、教団と いった大規模な宗教団体や、神社、寺院、 教会などの大小様々な宗教団体が存在し、 多様な宗教活動を行っています。そのう ち、約18万の宗教団体が「宗教法人法」 に基づく宗教法人となっています (図表 2-9-22)

宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格 を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を 行うための財産や団体組織の管理の基礎を 確保することにあります。宗教法人制度 は、憲法の保障する信教の自由、政教分離 の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由 を最大限に保障するため、所轄庁の関与を できるだけ少なくし、各宗教法人の自主 的・自律的な運営に委ねる一方で、その責 任を明確にし、その公共性に配慮すること を骨子としています。

2 宗務行政の推進

(1) 宗教法人の管理運営の推進

都道府県の宗務行政に対する助言や、都 道府県事務担当者の研修会、宗教法人のた めの実務研修会の実施、手引書の作成など を行っています。また、我が国における宗 教の動向を把握するため、毎年度、宗教界 の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計 調査 | を実施し、「宗教年鑑 | として発行 するほか、宗教に関する資料の収集などを 行っています。

また、宗教法人「世界平和統一家庭連 合|(旧統一教会)については、その信者 や法人の行為に関する不法行為責任を認め た判決が多数あることなどから、令和4年 11月、宗教法人法第78条の2に基づく報 告徴収・質問権を行使することとし、以 後、6回にわたり旧統一教会に対して報告 を求めてきました(5年6月30日時点)。 文化庁としては、当該権限の効果的な行使 等を通じて、旧統一教会の業務等に関する 客観的な事実を明らかにするための丁寧な 対応を着実に進め、その上で、法律にのっ とり、必要な措置を講じることとしていま す。

(2) 不活動宗教法人対策の推進

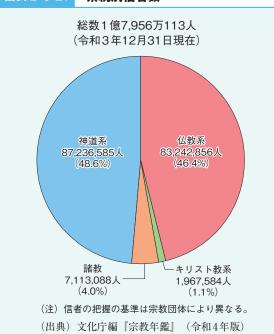
宗教法人の中には、設立後、何らかの事 情によって活動を停止してしまったものが あり、文化庁では、これを「不活動宗教法 人」として、その対策を推進しています。 不活動宗教法人は、その法人格が売買の対 象となり、第三者が法人格を悪用して事業 を行うなど社会的な問題を引き起こすおそ れがあり、ひいては宗教法人制度全体に対 する社会的信頼を損なうことにもなりかね ないためです。

このため、文化庁と都道府県は、不活動 宗教法人を確実に把握した上で、これらの 法人の迅速な整理に取り組んでいます。具 体的には、これらの法人の活動の実態等に ついて事実関係を確認した上で、宗教法人 法に定める解散命令の事由に当たると認め られる場合は、所轄庁が裁判所に解散命令 の請求を行うこととしているほか、当該法 人の状況によっては、活動の再開を促すこ とや、吸収合併や任意解散の認証を行うこ ととしています。

(3) 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上 の特性などに配慮するため、文部科学大臣 の諮問機関として宗教法人審議会が設置さ れています。

系統別信者数



宗教法人数

(令和3年12月31日現在)

所轄	系統		(公)	包 括 宗教法人	単 位 宗教法人	合 計
文	神	道	系	121	91	212
科	仏	教	系	156	330	486
学大	キリ	スト	教系	66	261	327
文部科学大臣所轄	諸		教	26	102	128
轄		計		369	784	1,153
都	神	道	系	6	84,225	84,231
追府	仏	教	系	11	76,444	76,455
知	キリ	スト	教系	7	4,504	4,511
都道府県知事所轄	諸		教	1	13,601	13,602
轄		計		25	178,774	178,799
	合	Ē	+	394	179,558	179,952

- (注) 1 文部科学大臣所轄:複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人や当該法人を包括する宗教法人
 - 2 都道府県知事所轄:単一の都道府県内のみに境内建物 を有する宗教法人
 - 3 包括宗教法人:単位宗教法人を包括する教派、宗派、 教団等
 - 4 単位宗教法人:礼拝施設を備える神社、寺院、教会等
- (出典) 文化庁編『宗教年鑑』(令和4年版)



宗教年鑑など